

「障害のある人もない人も 共に暮らしやすい千葉県づくり条例」

平成25年度 広域専門指導員等活動報告書

千葉県

はじめに

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」は、平成19年7月に施行されてから、平成25年7月に7年目を迎えました。

この報告書は、広域専門指導員等の平成25年度の活動実績をとりまとめたものです。相談活動の実績では、統計的数値とともに、相談分野ごとに、具体的にどのような相談があり、どのように調整活動を行ったのかを概説しています。

条例の施行から7年が経過し、この間に、都道府県及び市町村レベルで、「障害者差別の解消を目指す条例」の制定が相次ぎ、現在も他の自治体において、条例の制定に向けた取組みが進められております。

こうした差別をなくし、障害のある人もない人も暮らしやすい社会を実現していくなかで、平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。

今後、法律の施行に合わせて、千葉県条例により障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会を実現できるよう取り組んでまいります。

目次

はじめに

I	「個別事案を解決する仕組み」の実施体制	1
1	相談体制	1
2	相談活動の流れ	3
II	相談活動の実績	4
1	相談分野別取扱件数	4
2	障害種別の障害者数・割合と相談取扱件数	6
3	相談分野と障害種別との関係	7
	（1）相談分野からみた相談状況	8
	（2）障害種別からみた相談状況	8
4	障害保健福祉圏域別取扱件数	8
5	相談者別取扱件数	9
6	相談方法別取扱件数	11
7	相談経路別取扱件数	12
8	地域相談員や他機関との連携状況	13
9	相談態様別活動状況	15
III	相談事例からみた相談活動の状況	17
1	各分野における相談事例	17
	（1）福祉サービス	17
	（2）医療	19
	（3）商品及びサービスの提供	20
	（4）労働者の雇用	24
	（5）教育	25
	（6）建物等及び公共交通機関	26
	（7）不動産の取引	27
	（8）その他	28

2	相談活動のまとめ	30
(1)	障害のある人に寄り添った対応	30
(2)	相談事案に対する適切な対応	30
(3)	障害特性に応じた配慮	30
(4)	障害のある人の権利をどう守っていくか	31
IV	今後の課題	32
1	個別事案解決の取組みの充実	32
(1)	地域における相談活動の強化	32
(2)	地域支援ネットワークの強化	32
(3)	地域に密着した条例の継続的な周知活動	32
2	障害者制度改正への対応	33
V	年度別相談受付状況	34
1	相談分野別取扱件数	34
2	障害種別取扱件数	35
3	障害福祉圏域別取扱件数	36

参考資料

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例	37
-----------------------------	----

I 「個別事案を解決する仕組み」の実施体制

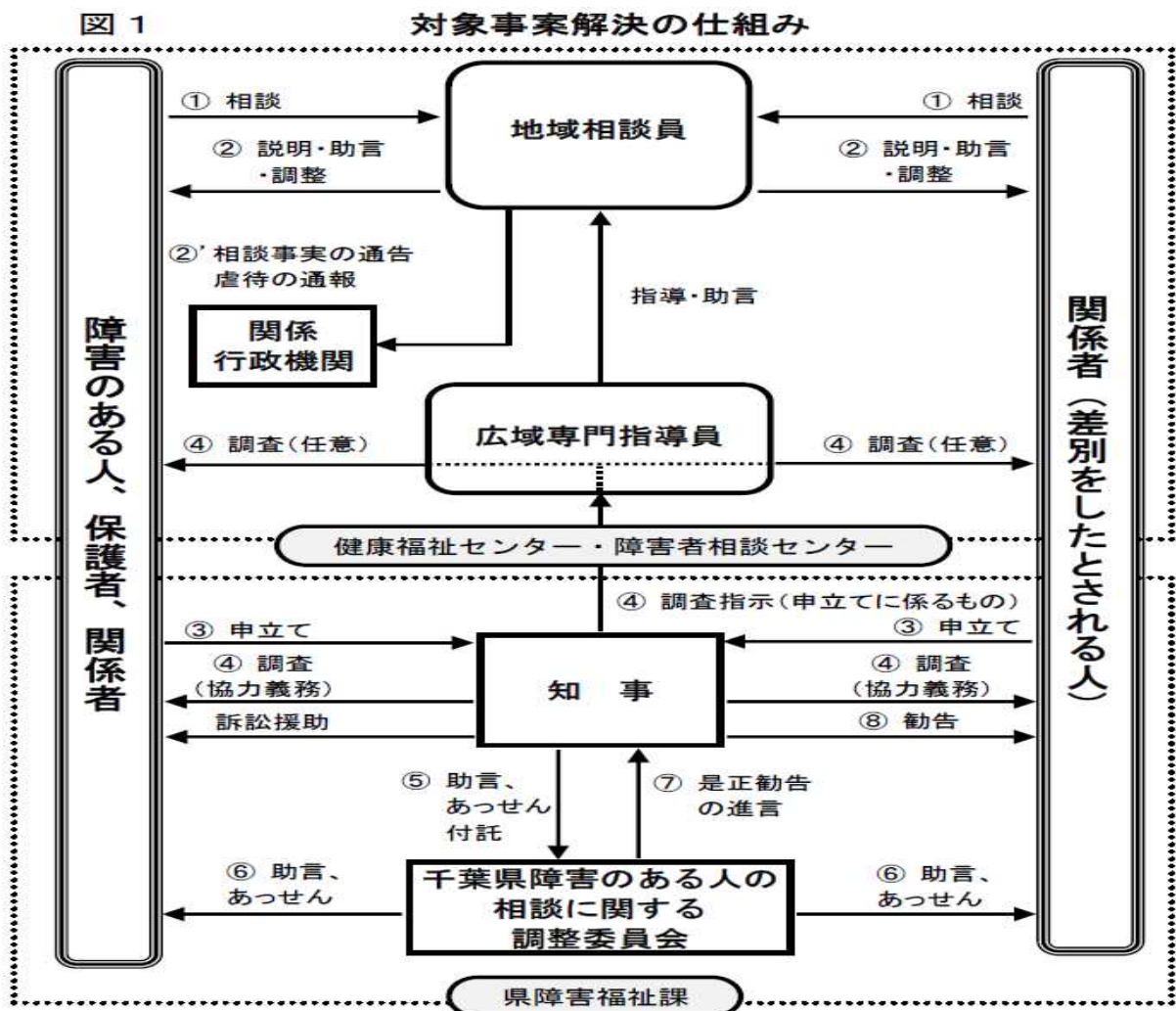
1 相談体制

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」における個別事案を解決する仕組みは、身近な相談役として委嘱した県内の約 600 人の地域相談員と、相談活動を総括する 16 人の広域専門指導員の地域に密着した相談活動及び、知事の附属機関として設置された「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」（以下「調整委員会」という）による助言・あっせんと重層的な仕組みとなっている。（図1）

また、県障害福祉課障害者権利擁護推進室の6人の専任職員で、各地域の相談活動のバックアップや、「調整委員会」の事務局としての事務を所掌している。

県民からの相談は、広域専門指導員の配置機関と県障害福祉課に専用相談電話を設置して受け付けている。また、FAXや電子メールによる受付も行っている。

なお、相談の受付時間は、祝日及び振替休日を除き、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとしている。



1 圏域別地域相談員委嘱状況 (平成26年3月31日現在)

圏域	人数	圏域	人数	圏域	人数
千葉	86	野田	19	夷隅	25
船橋	32	印旛	66	安房	40
習志野	39	香取	29	君津	36
市川	36	海匝	36	市原	33
松戸	33	山武	38		
柏	35	長生	28	合計	611

2 広域専門指導員の配置状況 (平成26年3月31日現在)

圏域	配置機関	圏域内市町村
千葉	中央障害者相談センター	千葉市
船橋	中央障害者相談センター 船橋分室	船橋市
習志野	習志野健康福祉センター	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
市川	市川健康福祉センター	市川市、浦安市
松戸	松戸健康福祉センター	松戸市、流山市
柏	東葛飾障害者相談センター	柏市、我孫子市(※)
野田	野田健康福祉センター	野田市
印旛	印旛健康福祉センター	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、 白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取	香取健康福祉センター	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海匝	海匝健康福祉センター	銚子市、旭市、匝瑳市
山武	山武健康福祉センター	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、 芝山町、横芝光町
長生	長生健康福祉センター	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、 長柄町、長南町
夷隅	夷隅健康福祉センター	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房	安房健康福祉センター	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津	君津健康福祉センター	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原	市原健康福祉センター	市原市

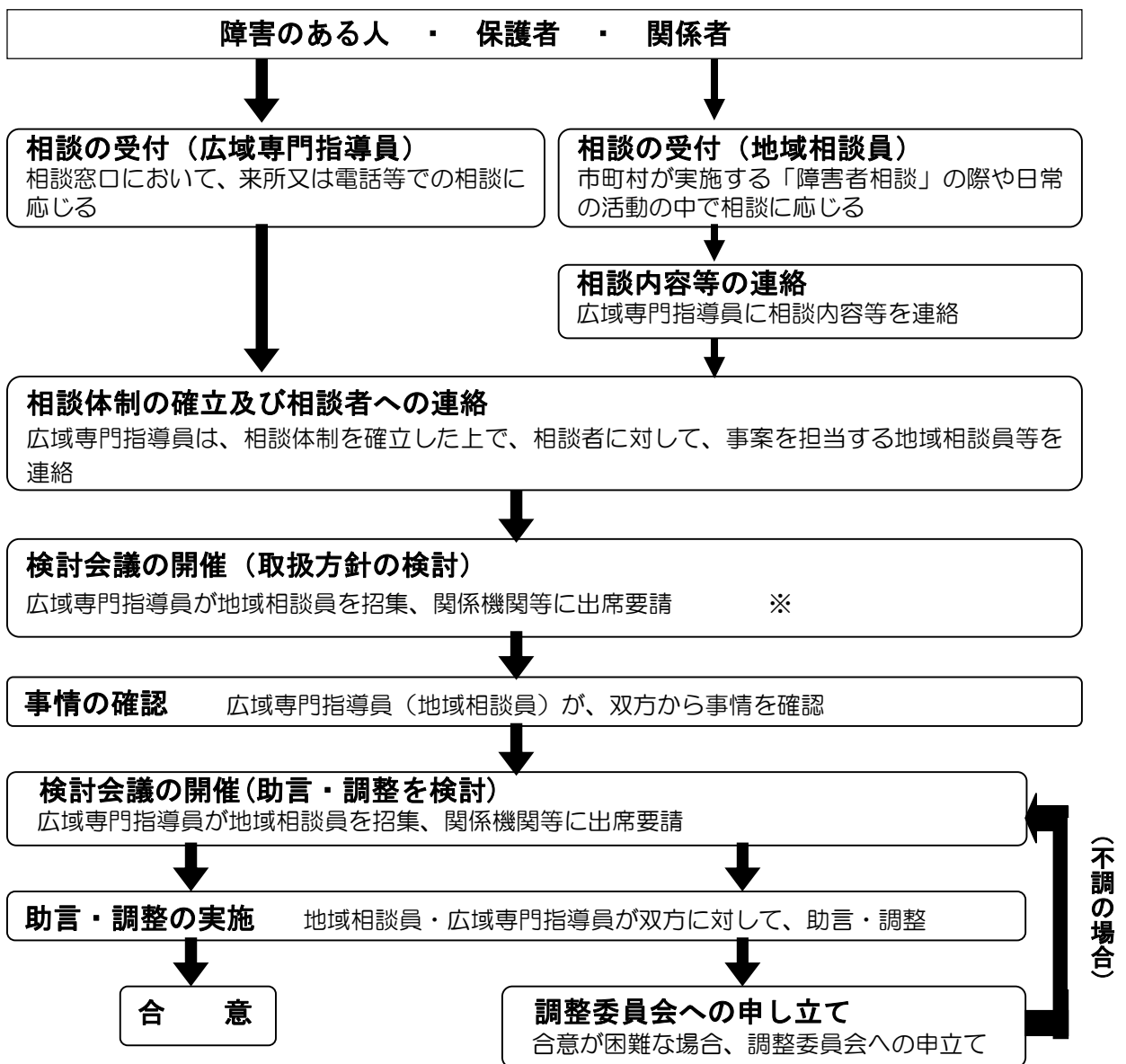
※ 柏圏域の相談窓口である東葛飾障害者相談センターは、我孫子市内にあるため、相談者の利便性から我孫子市内の相談は、柏圏域の相談窓口で受け付けることとしている。

2 相談活動の流れ

地域相談員及び広域専門指導員は、図2に示すとおり、「相談の受付」、「相談体制の確立及び相談者への連絡」、「検討会議の開催（取扱方針の検討）」、「事情の確認」、「検討会議の開催（助言・調整を検討）」、「助言・調整の実施」、「合意（相談活動の終結）」の流れに従い活動している。

なお、円滑な相談活動を確保するために、圏域内で受け付けたすべての相談事案は、一旦、広域専門指導員のもとに集約し、優先度や緊急度を個別に判断しながら相談活動を実施している。

図2 相談活動の流れ



※匿名の相談に対しても取扱方針を決める検討会議までは対応

Ⅱ 相談活動の実績

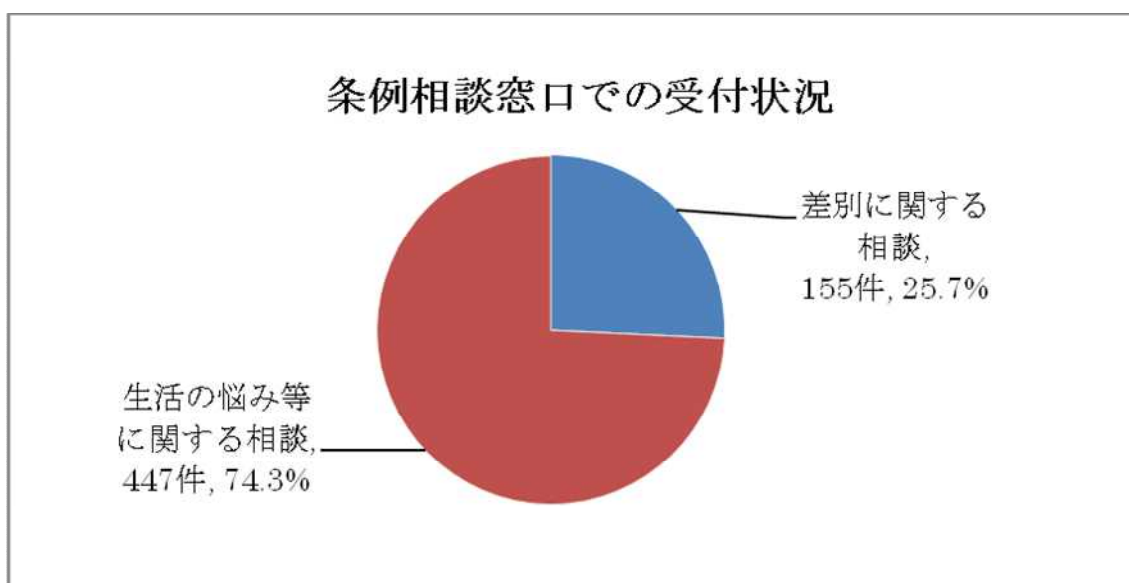
条例の相談窓口での受付状況

平成25年4月から平成26年3月末までに条例の相談窓口寄せられた相談は、602件であった。

この相談窓口には、初めから「こういう差別を受けた。」と明確にされる相談よりも、色々なことが絡み合っ、相談者自身どうしたらいいのかわからずされる相談が多い。そのため、相談を受け付けた際は、まずは相談者の話をじっくりと傾聴し、生きづらさや理不尽な思い等を理解するよう心がけながら、相談者が何を求めているのか、訴えの背景に差別の問題がないか等を明らかにしてきた。

このように、差別に関する相談活動を開始するためには、寄せられた様々な相談の内容を整理し、その中から「差別に関する相談」を見極め、必要な対応をしていくことが重要である。

相談602件のうち、差別に関する相談に該当するものは155件で、全体の25.7%を占めた。この155件について、以下のとおり分析を行った。

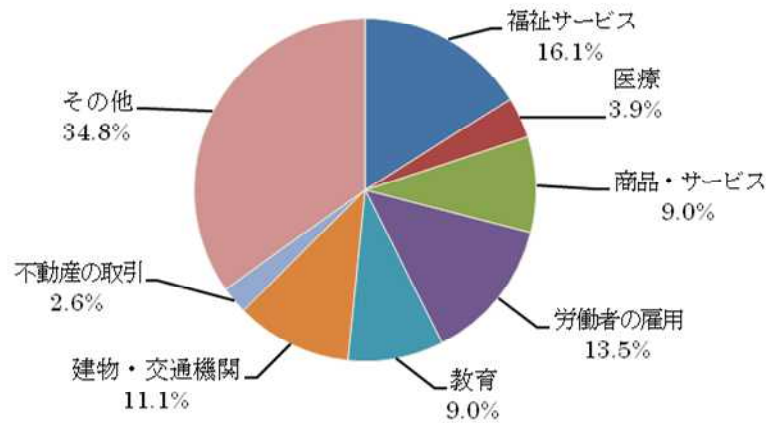


1 相談分野別取扱件数

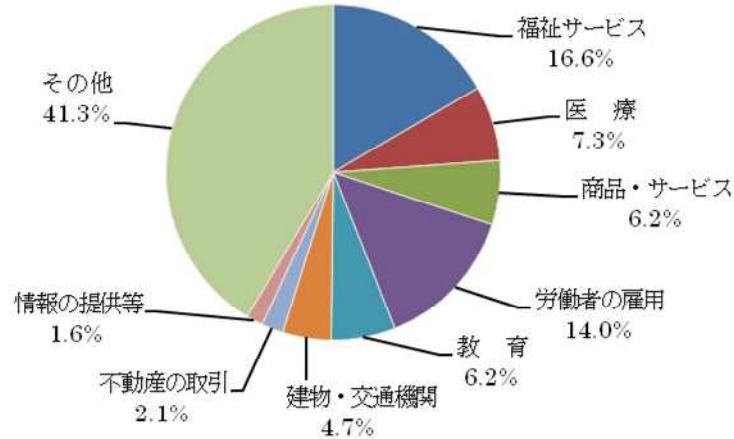
	25年度(%)	24年度(%)		25年度(%)	24年度(%)
福祉サービス	25(16.1%)	32(16.6%)	建物・交通機関	17(11.1%)	9(4.7%)
医療	6(3.9%)	14(7.3%)	不動産の取引	4(2.6%)	4(2.1%)
商品・サービス	14(9.0%)	12(6.2%)	情報の提供等	0(0%)	3(1.6%)
労働者の雇用	21(13.5%)	27(14.0%)	その他	54(34.8%)	80(41.3%)
教育	14(9.0%)	12(6.2%)	総合計	155	193

(注) 複数の分野にまたがる相談については、主な相談分野でカウントした。

グラフ1-1 相談分野別取扱件数（25年度）



グラフ1-2 相談分野別取扱件数（24年度）



〔概況〕

平成25年4月1日から平成26年3月31日までに受け付けた差別に関する相談の155件について、本条例第2条第2項各号に規定している差別の分野別に整理したところ、「福祉サービス」が25件(16.1%)と最も多く、次いで「労働者の雇用」が21件(13.5%)となった。

反対に相談が少ない分野は、件数が少ない順に、「情報の提供等」がなく、「不動産の取引」が4件(2.6%)で、これは平成24年度と同様の傾向を示している。

また、「商品サービス」14件(9.0%)は、若干増加したものの、「医療」6件(3.9%)及び労働者の雇用21件(13.5%)は、平成24年度に比べ、相談件数・相談割合ともに少なくなっている。

なお、その他の54件(34.8%)には、虐待が疑われる相談や隣人や家族による差別的な言動を受けたといった相談が含まれている。

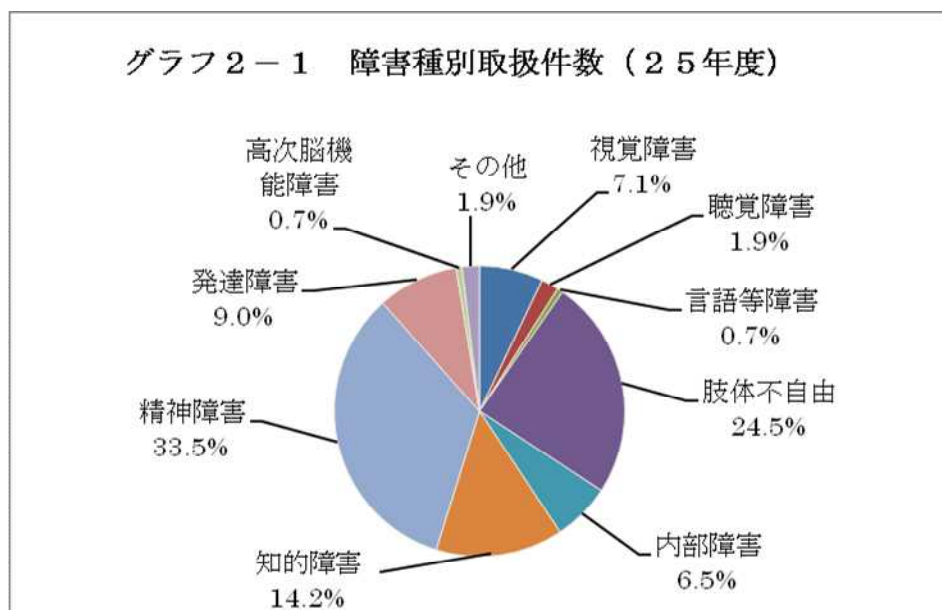
2 千葉県における障害種別の障害者数・割合と相談取扱件数

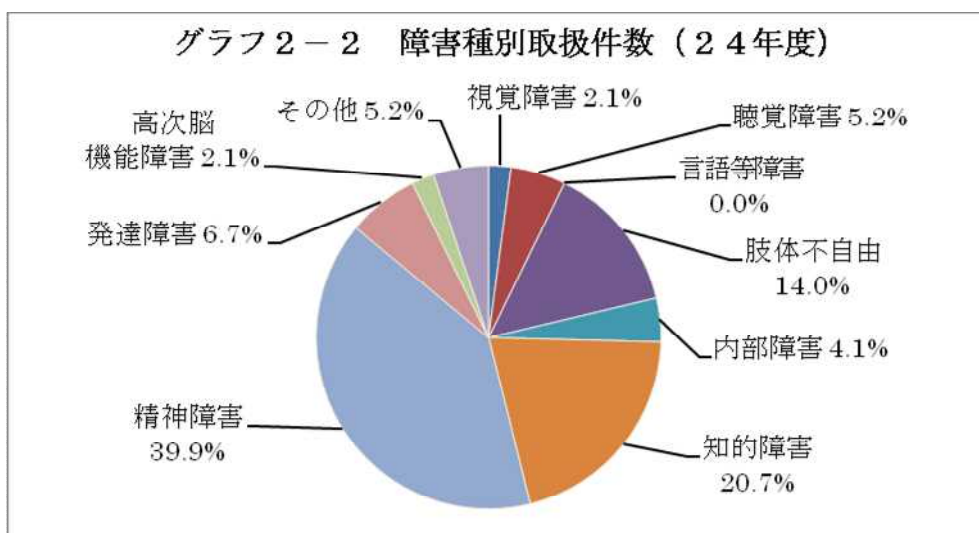
障害種別	障害者数	割合	相談件数	割合
視覚障害	11,599	3.9%	11	7.1%
聴覚障害	12,661	4.2%	3	1.9%
言語等障害	2,448	0.8%	1	0.7%
肢体不自由	100,577	33.5%	38	24.5%
内部障害	56,444	18.9%	10	6.5%
(身体障害合計)	(183,729)	(61.3%)	(63)	(40.7%)
知的障害	35,510	11.8%	22	14.2%
精神障害	80,663	26.9%	52	33.5%
発達障害	—		14	9.0%
高次脳機能障害	—		1	0.7%
その他			3	1.9%
合計	299,902	100%	155	100%

※ ・障害者数は、身体障害及び知的障害については手帳保持者数、精神障害については在院患者数と障害者自立支援医療の受給者数の合計。時点は、平成26年3月末。

・発達障害及び高次脳機能障害のある人の数については、手帳制度のような客観的な把握方法がないため、計上できず。

(注) 重複障害のある方については、主な障害種別でカウントした。





〔概況〕

平成25年度に相談のあった155件を障害種別ごとに分類すると、「精神障害」が52件(33.5%)と最も多く、次いで身体障害の「肢体不自由」が38件(24.5%)、「知的障害」が22件(14.2%)、の順となっている。「知的障害」の相談は、平成24年度には40件であったが、平成25年度は22件と減少した。

なお、その他3件(1.9%)は、難病や知的障害などの疑いのある人からの相談である。

また、これらの障害種別の相談件数割合を、千葉県における障害種別の障害者数割合と比較すると、障害者数の割合に比べ、内部障害や肢体不自由については相談件数の割合が少なく、逆に精神障害が多い傾向にある。

3 相談分野と障害種別との関係

相談分野別と障害種別ごとに相談件数を分類すると下表のようになる。

	視覚	聴覚	言語	肢体	内部	(身体小計)	知的	精神	発達	高次脳	その他	計
福祉	1			6	1	(8)	3	14				25
医療	1	1		1		(3)	1	2				6
商・サ	6			1	1	(8)	2	4				14
雇用	1	1		2	2	(6)	3	9		1	2	21
教育				2		(2)	3	1	8			14
建・交	1			13	1	(15)	1		1			17
不動産						(0)		4				4
情報						(0)						0
その他	1	1	1	13	5	(21)	9	18	5		1	54
計	11	3	1	38	10	(63)	22	52	14	1	3	155

〔概況〕

(1) 相談分野からみた相談状況

相談分野ごとにどのような障害のある人からの相談が多いかをみると、「福祉サービス」の相談件数が、例年同様に25件と最も多く、障害の種別を問わずさまざまな障害のある人から相談が寄せられている。なかでも「身体障害」と「精神障害」のある人からの相談が多い。

また、「労働者の雇用」の相談の21件については、「精神障害」のある人からの相談が多い傾向が見られた。

なお、その他の54件については、「身体障害」のある人からの相談が多く、次いで「精神障害」のある人からの相談が多い。

(2) 障害種別からみた相談状況

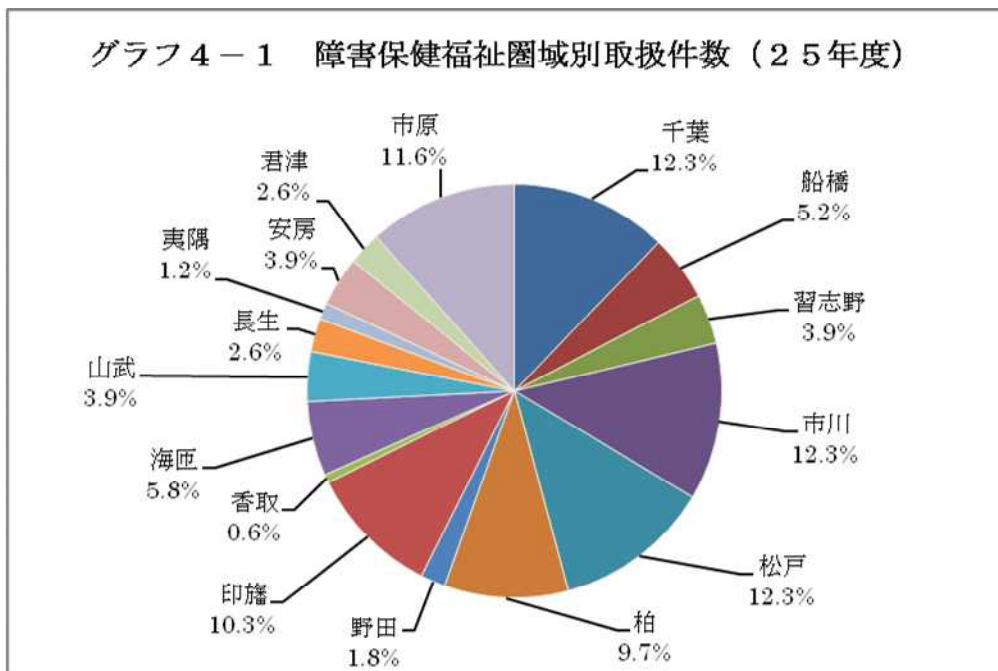
障害種別ごとに、どのような分野の相談があったかについてみると、

- ① 身体障害のある人からの相談の63件については、「その他」の相談の21件を除くと、「建物・交通機関」の15件が最も多く、ついで「福祉サービス」の8件及び「商品サービス」の8件となっている。相談の多くは、肢体不自由及び視覚障害のある人からの相談であった。
- ② 知的障害のある人からの相談の22件については、「その他」の相談が9件と約4割を占め、次いでそれぞれ「福祉サービス」「雇用」「教育」が3件で同数である。
- ③ 精神障害のある人からの相談の52件については、知的障害と同様に「その他」が18件、次いで「福祉サービス」が14件、「雇用」9件となっている。また、発達障害のある人からの相談14件については、「教育」の8件、「建物・交通機関」の1件、「その他」の5件となっている。

4 障害保健福祉圏域別取扱件数

千葉	19	松戸	19	香取	1	夷隅	2	
船橋	8	柏	15	海匝	9	安房	6	
習志野	6	野田	3	山武	6	君津	4	
市川	19	印旛	16	長生	4	市原	18	
(注) 事案の対応をした圏域でカウントした。							総合計	155

グラフ4-1 障害保健福祉圏域別取扱件数（25年度）

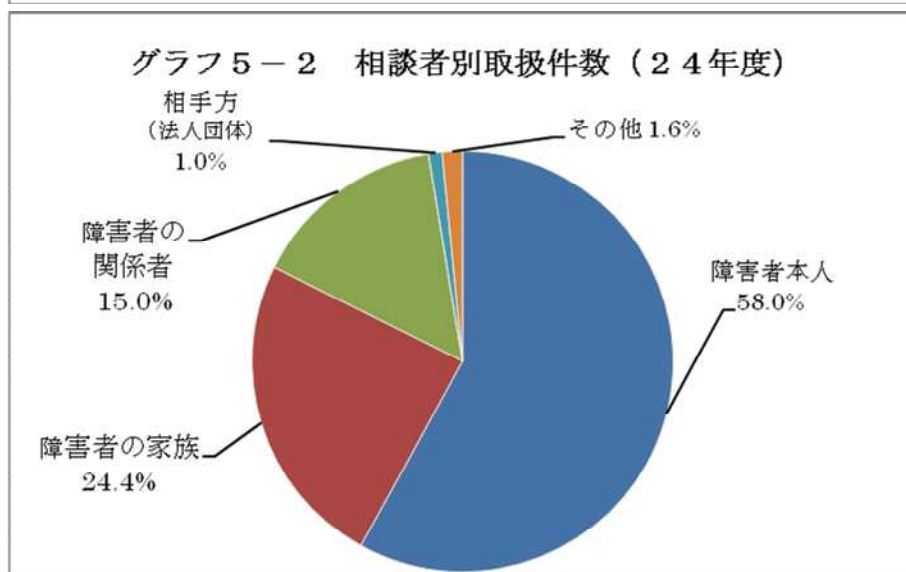
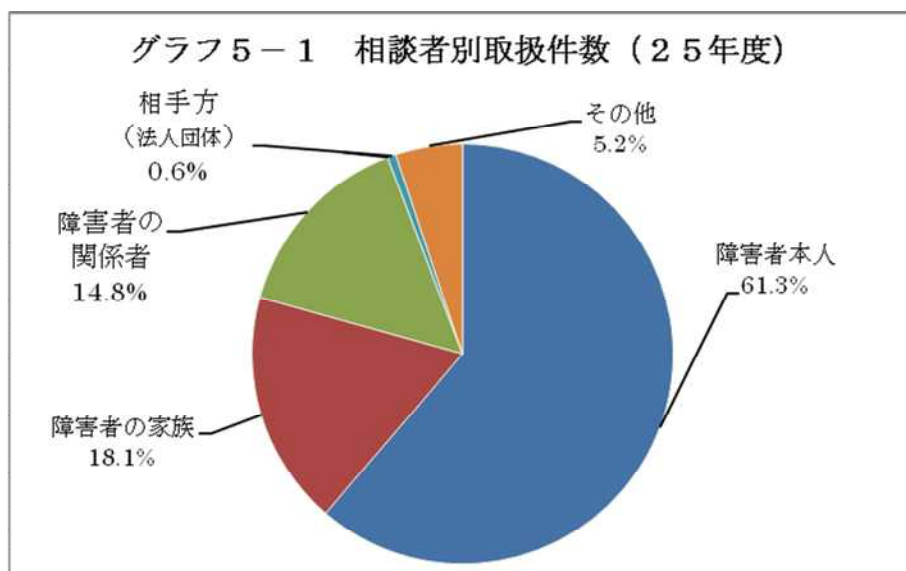


〔概況〕

平成25年度に相談のあった155件を障害保健福祉圏域別に整理すると、千葉・市川・松戸が19件(12.3%)と最も多く、次いで市原18件(11.6%)、印旛が16件(10.3%)、柏が15件(9.7%)、海匝が9件(5.8%)、船橋が8件(5.2%)の順となっている。

5 相談者別取扱件数

	25年度	24年度		25年度	24年度
障害者本人	95	112	相手方（個人）	0	0
障害者の家族	28	47	相手方（法人団体）	1	2
障害者の関係者	23	29	その他	8	3
			総合計	155	193



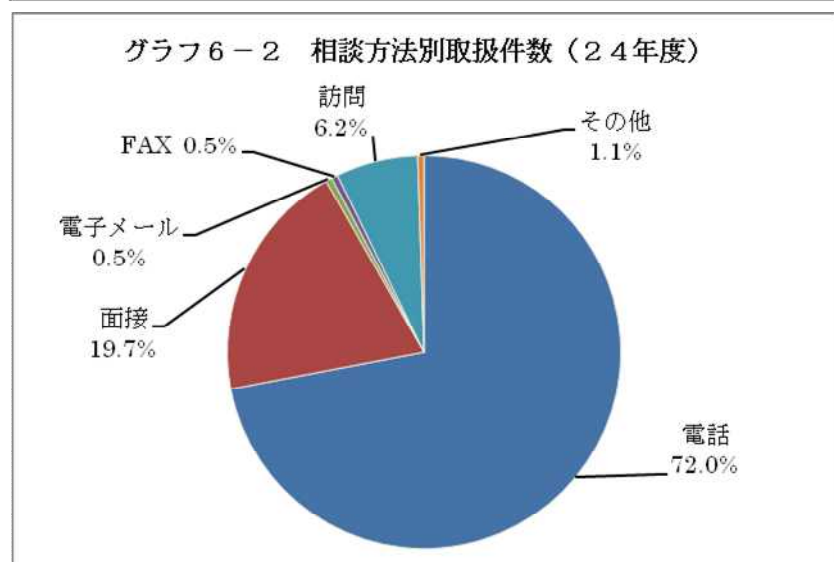
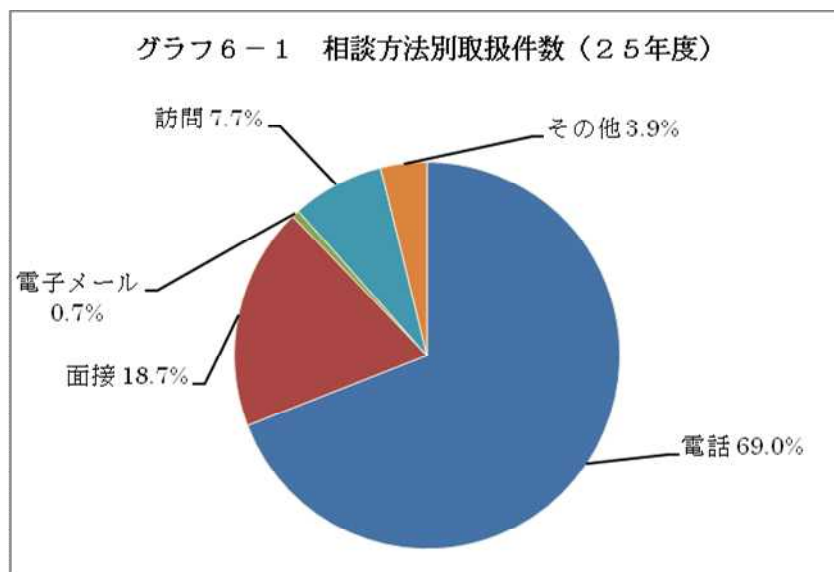
〔概況〕

平成25年度に相談のあった155件を相談者別に整理すると、障害者本人からの相談が95件(61.3%)と最も多く、全体の半数以上を占め、次いで障害者の家族からの相談が28件(18.1%)、障害者の関係者からの相談が23件(14.8%)となっている。

なお、本条例の相談は、障害のある人の側だけでなく、差別をしたとされる側に当たる相手方にも相談窓口が開かれているが、平成25年度においては、法人・団体の職員の方から1件(0.6%)の相談が寄せられた。その相談内容としては、障害のある人との間でトラブルが起きている、あるいは起きそうだが、障害のある方にどのような配慮をしたらよいかという具体的な対応の助言を求めてくるものであった。

6 相談方法別取扱件数

	25年度	24年度		25年度	24年度
電話	107	139	電子メール	1	1
面接	29	38	FAX	0	1
訪問	12	12	その他	6	2
			総合計	155	193



〔概況〕

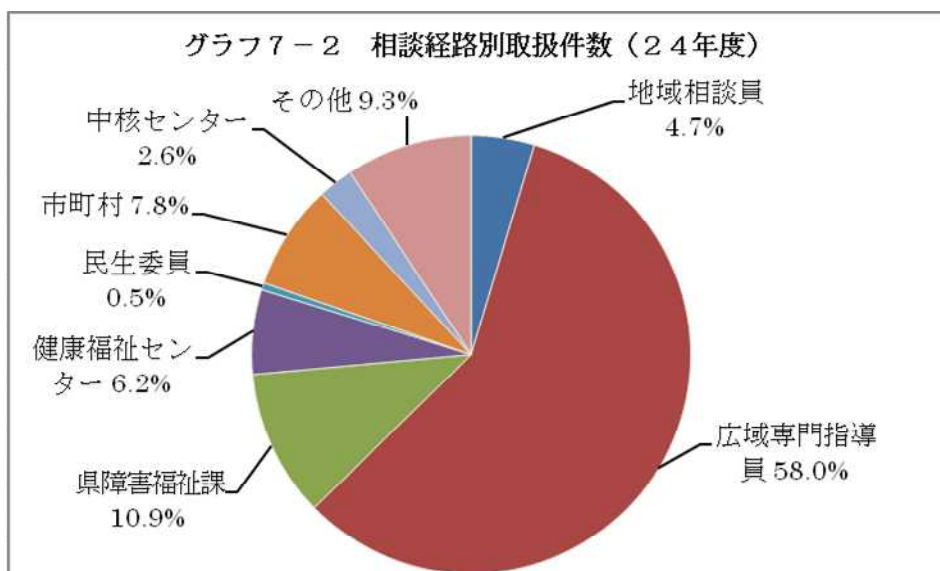
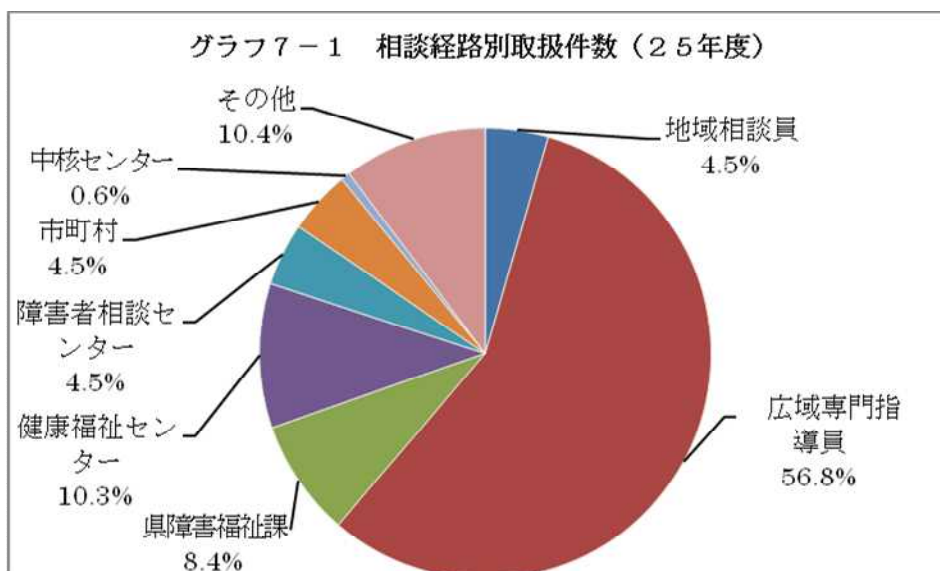
平成25年度に相談のあった155件を相談方法別に整理すると、電話による相談が107件(69.0%)と最も多く、次いで、来所による面接相談が29件(18.7%)となっている。平成24年度と比べて、電話による相談は減少して

いるが、来所による相談や広域専門指導員が施設や事業所など障害のある人が利用している機関を訪問した際などに直接受けた相談が増加した。

7 相談経路別取扱件数

	25年度	24年度		25年度	24年度
地域相談員	7	9	民生委員	0	1
広域専門指導員	88	112	市町村	7	15
県障害福祉課	13	21	中核センター（注）	1	5
健康福祉センター	16	12	その他	16	18
障害者相談センター	7	0	総合計	155	193

（注）中核地域生活支援センターの略

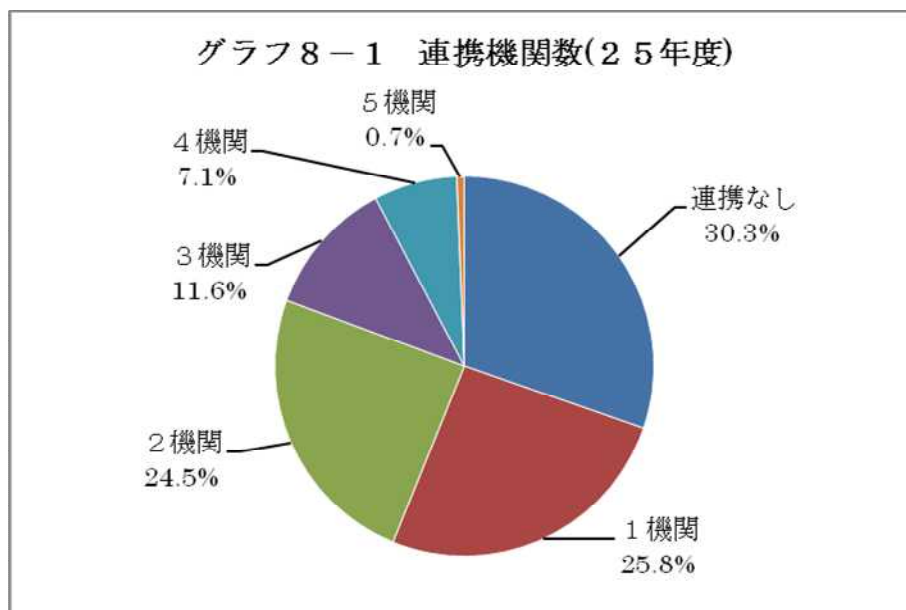


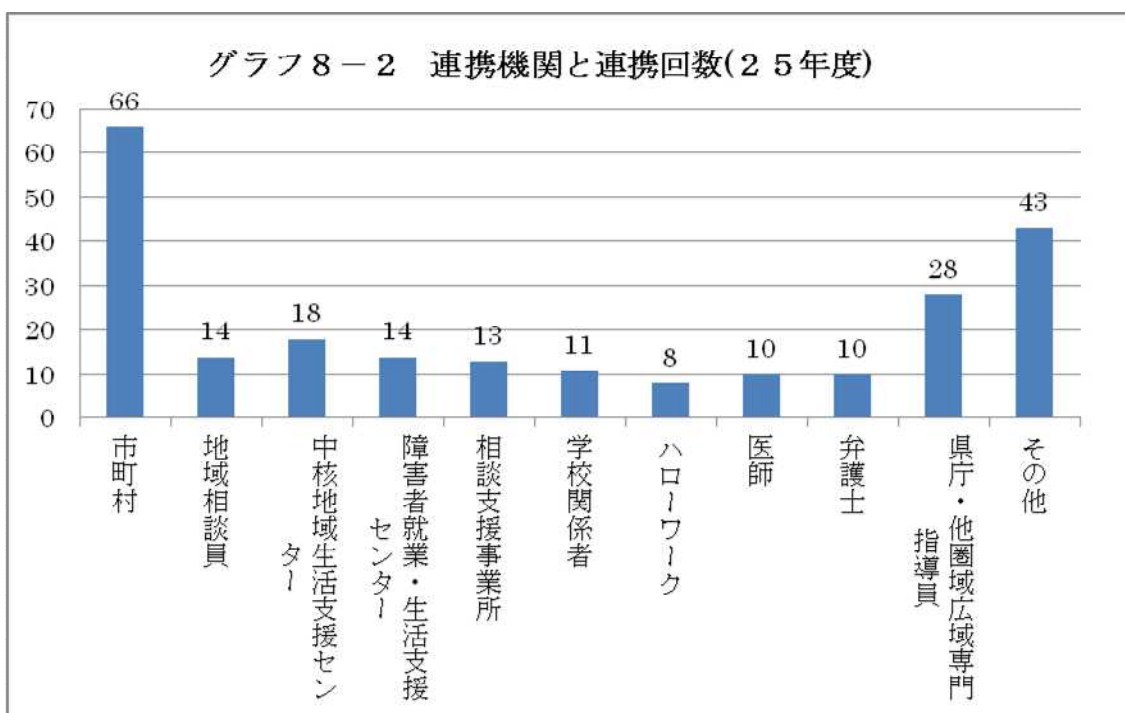
〔概況〕

平成25年度に相談のあった155件を相談経路別に整理すると、広域専門指導員が最初に相談を受けたケースが88件(56.8%)と最も多く、次いで健康福祉センター16件(10.3%)、県障害福祉課が13件(8.4%)の順となっている。

8 地域相談員や他機関との連携状況

他機関との連携の有無(件数)			
連携なし	47		
連携あり	108	内 訳 (1 事案に対する 連携機関の数)	1 機関 40 2 機関 38 3 機関 18 4 機関 11 5 機関 1 6 機関 0
合 計	155		





〔概況〕

平成25年度に相談のあった155件のうち、広域専門指導員が相談活動を進めていく中で、どの機関と連携を図ったかについて整理した。なお、継続中の事案については、平成25年度末現在の段階で連携のあった機関等を抽出している。

広域専門指導員が地域相談員や他機関と連携したものは108件(69.7%)で、そのうち1機関と連携したものが40件(25.8%)と最も多く約半数を占め、2機関以上の複数の機関と連携を図ったものは68件(43.9%)となっている(グラフ8-1)。

これは、条例相談の問題の解決に当たっては、単に差別をしたとされる相手方との調整だけでなく、相談者を取り巻く関係機関の調整も必要とされることや、複数の関係機関が連携を図らなければならない事案が多いことを表している。

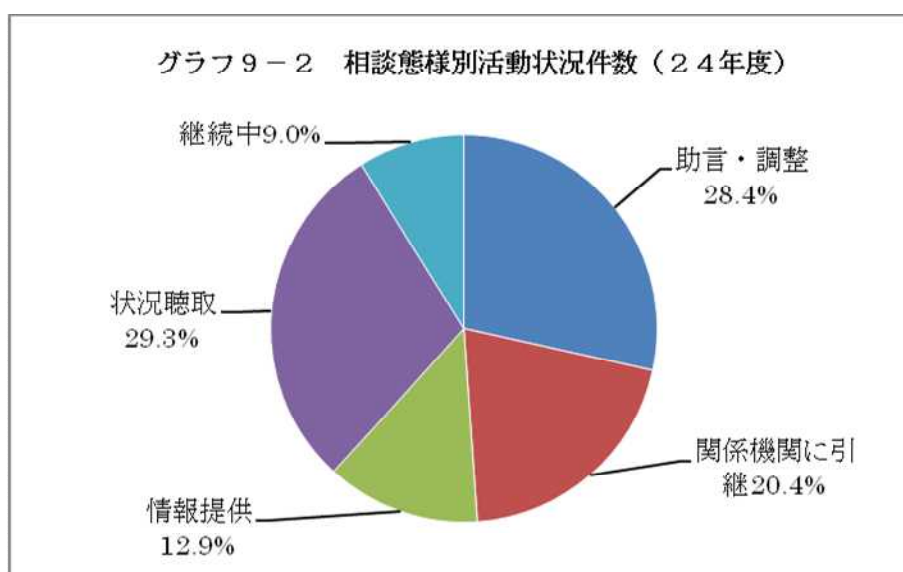
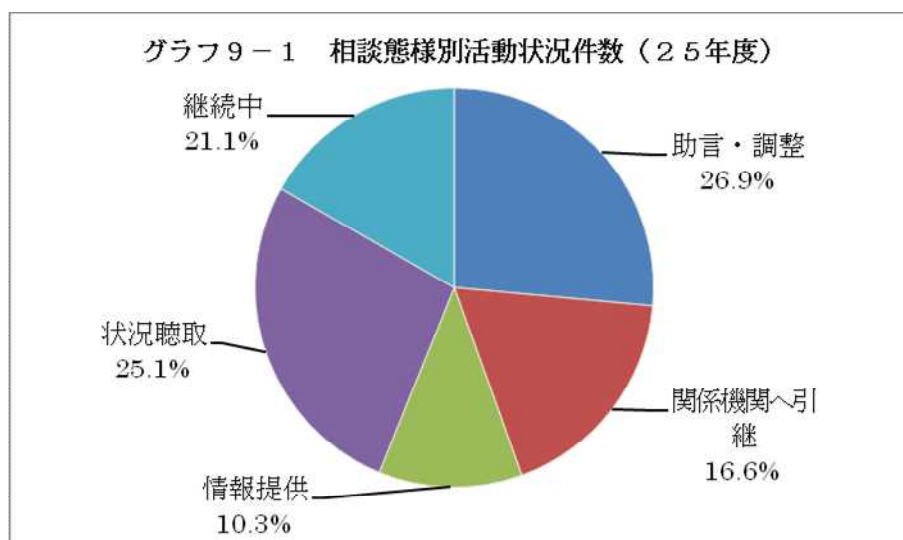
また、連携している機関等とその連携回数については、グラフ8-2のとおり、市町村が延べ66回と最も多く、中核地域生活支援センターが延べ18回、地域相談員及び障害者就業・生活支援センターが延べ14回となっている。相談の問題解決に当たっては、広域専門指導員は地域相談員と連携して、地域相談員の個々の専門性を活かして活動を行っている。

また、その他の延べ43回は、地域包括支援センターや障害児関係の相談機関、訪問介護事業所、社会福祉協議会などと多岐にわたっており、事案の個別性が多様であることがうかがえる。

9 相談態様別活動状況

相談態様	25年度			24年度		
	件数	活動回数	平均回数	件数	活動回数	平均回数
(1)助言・調整	47	694	14.8	64	746	11.7
(2)関係機関へ引継	29	213	7.3	46	1,086	23.6
(3)情報提供	18	112	6.2	29	231	8.0
(4)状況聴取	44	237	5.4	66	418	6.3
終結件数 計	138	1,256	9.1	205	2,481	12.1
継続中	37	372		20	322	
合計 ※	175	1,628		225	2,803	

※前年度からの引継ぎ事案も含む



〔概況〕

平成25年度においては、年度内に相談のあった155件のほか、平成24年度から引き継いだ20件を含めた計175件について、延べ1,628回の相談活動を実施した。（ここでいう相談活動とは、電話相談や訪問等による面接相談、関係機関に繋げるための連絡調整、当事者間に入り問題解決を行う調整活動等、広域専門指導員が行う活動を指す。）

また、この175件のうち、138件（78.9％）は年度内に終結している。

なお、175件を相談態様別に整理すると、「助言・調整」を行った事案が47件（26.9％）、「関係機関」に引き継いだ事案が29件（16.6％）、本人に「情報提供」をして終わった事案が18件（10.3％）、相談者の意向等により話を聴いたのみの事案（「状況聴取」）が44件（25.1％）、「継続中」が37件（21.1％）となっている。

Ⅲ 相談事例からみた相談活動の状況

第Ⅲ章では、平成25年度にどのような相談が寄せられたか、また、それに対しどのように活動して解決してきたのかを分野別に事例を整理した。

1 各分野における相談事例

(事例は、個人情報の保護の観点から、実際のを基に再構成している。また、文章中の「本人」とは、事例の障害当事者のことを指している。)

(1) 福祉サービス

【事例1-1】自由がないグループホーム(GH)を退所し、一人で生活したい。

【相談者】慢性疾患を抱えた精神障害のある60代女性

【相談の内容】

本人から電話で相談。現在GHに入所しているが、管理人から思うように小遣いがもらえず、外出も禁止されている。いつも監視されており、GHを出て一人で生活したい。

【対応と結果】

1 前年も相談を受けた経緯があり、その時、市の生活保護担当者(CW)に対応をお願いしていたため、市CWと施設を訪問し、GHから話を聞くことについて本人の了解を得る。

2 本人の意向を踏まえ、市障害福祉課担当者、CW、ケアマネージャー、GH管理者、地域相談員、広域専門指導員など関係者で担当者会議を開いた。

GH管理者からは、

- ・本人は様々な病気を抱え、主治医から「一人暮らしは難しい」とされ、24時間介護の当ホームに入所した経緯がある。親族も当方での生活継続を望んでいる。
- ・本人の身体機能が低下していることから、歩行が困難になれば高齢者入所施設への移転を検討する。
- ・金銭管理ができないため施設で管理しているが、管理を詳細にするなら「日常生活自立支援事業」を利用してほしい。GHとしては、通院介助の時に買い物できるよう努力する。

との説明があった。

今後は、市障害福祉課で相談を集約し、関係機関で情報を共有していくこととなった。

3 担当者会議終了後、本人に担当者間で話し合いを行ったことについて伝え、今後は市障害福祉課の担当者に相談をするよう助言した。

4 担当者会議でGH側から、運営適正化委員会の訪問を受けた旨の話があったため、どのような関わりかを運営適正化委員会に確認した。

運営適正化委員会としては、巡回サポート(サービスの質の向上を目的)としてGHを訪問し、「本人への対応方法を工夫してほしい」と助言したと

のこと。本人から相談を受けた場合、内容によっては、GHに電話で対応の工夫をお願いしているとのこと。

- 5 その後、本人からほとんど電話がないため、市障害福祉課にその後の状況について確認。市への相談も減っており、「ホームを出たい」との話はなくなったこと、市もホームでの生活は落ち着いていると判断していることから、本件終結とした。

【事例1-2】障害を理由に保育所入所を断られている。

【相談者】内部障害のある子どもの母親

【相談の内容】

中核地域生活支援センターからの連絡。

相談者である母より、「子どもが、障害のため自力で排尿ができず、カテーテルで導尿をしている。現在育児休業中であるがまもなく職場復帰をするため、市保育課に相談したところ、『看護師資格を有する保育士を配置しているが、医療行為はできない。家族が保育園に来て処置してほしい』と言われた」との相談があった。

差別に当たるのではないか。

【対応と結果】

- 1 相談者に連絡。条例による対応を説明し、相手方に相談内容を伝えることについて了解を得る。
- 2 市保育課で話を聞く。「市内の保育所は障害児の受け入れは行っているが、医療行為は行っていない。現在、痰吸引が必要な障害児を預かっているが、痰吸引は家族が行うことを条件とした」とのこと。

保育所入所に障害を理由とした条件を付けることは差別に当たる可能性があるため、三者協議（当事者・行政・広域専門指導員）を申し入れる。

- 3 市障害福祉課に上記経緯を相談すると、差別に当たる可能性について認識し、「保育課と協力し対応していく」とのこと。
- 4 市保育課、相談者、中核地域生活支援センター、広域専門指導員で話合いをもった。市保育課は、「市障害福祉課から千葉県条例について聞き、保育課だけで対応するのではなく、市として対応するため他部署にも体制整備について働きかけを進めている」とのことだった。

現在看護師資格を有する保育士の欠員があるとの話があったため、広域専門指導員より、

- ・現在勤務する保育士（看護師）について、医師の指導を受ければ対応可能と思われる。両親にも慣れるまでは指導してほしい。

旨お願いした。

- 5 父親が保育課と相談しながら「市長への手紙」を提出。
- 6 市保育課より「保育所への受け入れ態勢が整った」旨の連絡がある。

後日、入所手続きの説明が行われ、両親と保育士（看護師）との信頼関係づくり及び両親から医療技術の指導を請うため、「入所前に1ヶ月間、慣らし保育の期間を取りたい」との話があった。

両親とも納得され、以上をもって本件は終結とした。

事例1-1は、体調や金銭管理が難しいといった点から、GHを出すことは無理であるとする施設管理者及び親族の判断と、本人との希望の差が大きかった。広域専門指導員は、市担当者や施設管理者などとの会議を行ったり、本人、親族の話を聞きながら調整を行った。

福祉サービス利用者からの相談の多くは、自分の希望を的確に受け止められていないことや、支援者側から納得のいく説明が得られず、その言葉や行為が不誠実である、といったものである。両者の思いを聞きながら、双方にその意図をわかりやすく伝え、こじれた感情を調整していく対応が求められた。

しかし、なかには、障害者福祉のプロである福祉サービス事業者が、障害特性の理解や障害特性に応じた対応の配慮に欠ける場合もあった。そこで、そのような場合には、市の担当課と協働しながら対応に当たることが求められる。

事例1-2は、保育園入園時にカテーテルによる導尿が必要なため、家族による介助を希望する保育課と両親の間に入り、広域専門指導員が市担当者、支援者も交えた会議等を実施し調整を行った。

引き続き、市の関係部署とも相談し、一つ一つ現実的な対応を積み重ねて児が保育園に受け入れられた。両親も保育園職員に導尿の技術指導を事前に実施することで安心感を持って児を入園させることができた。市内の関係部署が連携を取り合い、前述したように協働していく大切さを確認した事例である。

(2) 医療

【事例2】目の見えないことに対し、配慮がなされなかった。

【相談者】けがをして病院を受診した視覚障害のある女性

【相談の内容】

地域相談員から持ち込まれた相談。

外出時に転倒し、後頭部を切って出血したため、救急車を呼び病院に搬送された。治療後医師から「入院の必要なし」と言われたが、頭を打っているため心配だったことや、一人暮らしのため消毒など通院の度にヘルパーを依頼しなければならなくなるので、入院させてほしいとお願いした。

しかし、「入院保証金の持ち合わせがなければ入院できない」と迷惑そうに言われた。ようやく院長の了解が得られ、入院できることとなったが、部屋にトイレが付いている個室を希望したものの、受け入れてもらえなかった。就寝前にトイレまで案内してもらい、翌朝まで介助はお願いしなかったのに、看護師が「この人は目が見えないからトイレの介助が大変」と言っていた。保証金を用意したことで個室に移り、抜糸まで入院できた。

しかし、退院時にも今後の生活の注意など説明もなく、支払い時も目が見えないのに明細について説明がなかった。

今後同じような思いをする人が出ないように、障害についての理解と特性に配慮した対応をお願いしたいと思っている。

【対応と結果】

1 条例相談の対応について本人に説明した。病院側に相談内容を伝えることについて了解を得る。

2 病院を訪問し、条例について説明、相談内容を伝える。例えば「入室時には名乗ってから入室してほしい」など、本人が述べていた視覚障害者に対する配慮についても伝えた。

病院側は、本人から直接入ったクレームについても真摯に受け止めているとのこと。障害のある人への接遇や、患者への丁寧な説明、職員に対する研修の実施など改善に努めていきたい旨、説明があった。

3 相談者に上記伝えたところ納得されたため、相談は終結とした。

相談内容としては、事例と同様、医療機関を受診した際の医師や看護師などの対応が、障害の理解や配慮がないというものが多かった。「自分が我慢すればよい」、「文句を言うことによって今後診てもらえないのではないか」、「わがままと受け取られてしまう」と、我慢してしまうことも多いようである。

広域専門指導員は、障害についての理解、障害特性に応じた対応について説明し、本人はなぜそういった要望をしたのか、その背景にある思いなどについて、中立的立場にたって調整する必要がある。

広域専門指導員による調整活動により、障害特性に関し職員に対する研修を実施するなどの改善が、医療機関において図られた事例である。

(3) 商品及びサービスの提供

【事例3-1】遊園地で、ジェットコースターや高いところを渡る乗り物に、介助者がいても乗せてもらえなかった。

【相談者】知的障害の男性を引率した外出支援ヘルパー

【相談の内容】

事前にホームページで調べたところ、障害者割引もあり、特に乗車制限等の案内もなかったため、遠方だったが出かけた。本人は遊園地でジェットコースターや高いところを渡る自転車に乗ることを楽しみにしていた。

しかし、当日それらに乗ろうとしたところ「障害のある方は、事故があったため乗れません。介助者がいても乗れません」と言われ、乗せてもらえなかった。本人のがっかりした顔を見て、事前に調べてわざわざ行ったのに、とても残念に思った。

本人は、過去に他の遊園地でジェットコースターに乗れたこともあるし、別の遊園地では特に知的障害があることを伝えず乗れたことがあるとのこと。障

害を理由に遊具に乗せないのは、障害者差別ではないか。

【対応と結果】

- 1 遊園地で障害者が利用した際の事故のニュースを調べ、また他の複数の遊園地のホームページで乗車制限等に係る記述を調べた。
※例えば、平成23年12月12日付西日本新聞によれば、熊本の某遊園地で障害者の利用を「一律に禁止」はしていたが、「一律禁止」は人権侵害に当たるため付添人や本人の意見を聞くべきだとしている。
※複数の他の遊園地のホームページから、障害程度に応じた乗車制限に係る情報を収集。障害に限らず、年齢制限、身長や体重制限など、安全に乗れるよう制限を設けている事実あり。
- 2 遊園地側から状況を確認。「遊園地であるため、万が一事故が起こった場合、閉園となるおそれもある。当園を楽しみにしてくれている他の多くの人の楽しみを奪ってしまう。本人、付添人の話を聞いてその場の係員が安全かどうか判断するのは難しい。過去に父親から話を聞いて乗せた後、事故がおこってしまったことがあり、責任問題に至って父親が手のひらを返したような事件があり、現状を維持している」とのこと。
県条例について、他の遊園地の例等を説明し理解を求めるが、遊園地側の考えは変わらず。ただし、ホームページ上に、一部の遊具については利用制限があることについて表記することは検討されることになった。
障害者差別解消法が成立し、今後法施行に向けて障害者を取り巻く社会環境は変わっていくだろうことを伝える。
- 3 また、現地の確認で、障害者の利用を制限している遊具の看板に、「障害者割引制度あります」という表示があり、誤解を招くと思われたため、修正を求めた。
- 4 相談者に上記対応を伝える。事故を想定した利用制限について理解をしているが、わざわざ調べて行ったのに残念だったとのこと。ホームページに利用についての表示を検討することについて伝えた。
- 5 後日、ホームページ上に、場合によっては利用ができないことについて説明が載り、相談者にお知らせすると、根本的に乗車制限が解消されたわけではないが、ここまでの広域専門指導員の対応に納得されたとのことだった。
以上で本件は終結とした。

【事例3-2】スーパーの店内の点字ブロック上に商品台が置かれ、歩行に支障がある。

【相談者】視覚障害者の男性

【相談の内容】

普段利用するスーパーの店内で、点字ブロックの上に商品台（ケース）が置かれ、歩行の支障となっている。スーパーを見てきてほしい。

【対応と結果】

- 1 スーパーを見に行くと商品台は移動されていた。しかし、商品棚が点字

ブロックぎりぎりのところに設置されていた。

- 2 店長に連絡を取るが「忙しい」とのことで、電話で上記について聞き取りをし、県条例について説明した。

店長は、「クレームがあり商品台はすでに移動した。店舗の構造上これ以上は無理」とのことだった。

- 3 後日スーパーを見に行くと、商品棚も2分の1ほどになっていた。

- 4 店長が広域専門指導員の訪問を断ったことから、本人自身がスーパーの本社へ直接連絡し「障害者に対する対応についての配慮」を訴えた。

- 5 本社より広域専門指導員に「社内ではきちんと教育してきた。当該店長の対応をお詫びしたい」との連絡があった。

本人とスーパーを訪ね、店長から話を聞いた。店長から、

①接客対応を呼べるインターホンの設置

②①が難しい場合、点字ブロックの貼り直し

の2案の提示があった。

本人がインターホンの設置を希望し、後日インターホンが設置され終結とした。なお、点字ブロックに足ふきマットが載っている点についても改善を求めるとともに、今後も気づいた点については連絡していくこととなった。

【事例3-3】障害者支援施設のレクリエーションのためスポーツ施設に申し込みをしたら断られた。

【相談者】障害者支援施設に勤務する支援者

【相談の内容】

勤務する障害者支援施設の利用者のためのレクリエーション企画で、スポーツ施設を予約しようと施設名で電話をしたところ、保留にもせず「A施設からの予約ですが、どうしますか」「A施設？代わるよ」とやりとりが筒抜けで、「その日は大会があるから予約は無理だ」と露骨に態度を変えられ断られた。

予約なしで行ったら利用できるか確認すると、「できるかできねーか、分かんねーよ」と言われ、とても不愉快な気持ちになった。

何回か利用させてもらっているがこんなことは初めてである。もう利用する気はないが、障害者に対し差別的ではないか。

【対応と結果】

- 1 広域専門指導員が、スポーツ施設の責任者に面談したい旨電話をすると、やはり保留にせず、電話を受けた女性が話をつなぐ会話が筒抜けだった。

- 2 スポーツ施設責任者と面談し、条例について説明。相談内容を伝え状況を確認したところ、

- ・ 普段、障害のある人の利用を断ったりしていない
- ・ 予約受付時も普段通り対応したつもり
- ・ その日は、実際に大会があって、使用可能な設備はすべて使えなかった

とのことだった。

また、責任者から、翌月いっぱい撤退する予定であり、故障中の設備も修理できないままで、職員も極端に少ない状況で、対応が行き届かないとの話もあった。

責任者は、A施設が以前から利用してくれていることは承知しており、「A施設だから」ということで断ったのではなく、以上のような理由のためであるとのことだった。

3 広域専門指導員より、

- ・電話対応時に保留にするか、受話器を手で押さえなければ、会話が筒抜けであり、それを聞かれたため誤解が生じたと考えられること
- ・断る際に、大会だけを理由にするのではなく、撤退予定で職員が極端に削減されているため手が回らないことも伝えるとよかったのではないかの2点を伝えた。

また、撤退しても別の場所で引き続き営業するのであれば、接遇や障害者差別の問題を職員に伝えてほしいと助言。

4 上記について、相談者を訪問し結果を報告したところ、悪意のある対応ではなかったことに納得されたため、相談は終結とした。

事例3-1のような事例では、今後合理的配慮を規定する障害者差別解消法の施行に向けて、利用制限について検討する必要がある。本事例では、相談者、本人とも安全上の問題について理解され、HP上への適切な表示という代替案で納得され終結となった。根本的な差別の解消にはならなかったが、広域専門指導員が相手方に、障害者への理解や差別についての説明を行った効果が評価された事案と考えられる。

また、事例3-2では、事業所が点字ブロックを置く意味を十分に理解せず、無意識に点字ブロック上に商品台（ケース）を置いていたことが、視覚障害のある本人にとっては大変不都合であった。いかなる理由があろうと、点字ブロックを覆ってしまうことは、視覚障害者の移動を阻むこととなる。事業所にとっても、顧客の利用を妨げることになる。もし、事業者側に悪意がなかったとしても、合理的配慮に欠けると不信を抱かせてしまった。

これらの事例においては、広域専門指導員が相談者の思いや不便について、また、条例が考える差別（社会的不利と合理的配慮の欠如）について相手方に伝え、事業者からも事情を聞き、差別になり得る可能性についての気付きを促し、合理的配慮の可能性を探った。

また、事例3-3のように、双方の理解に行き違いがあったような内容の相談にも、一つ一つ丁寧に対応していくことで、条例について知ってもらい理解を促す機会にもなる。地道ではあるが、少しずつ様々な分野の事業所に、障害についての理解や障害のある人に対する配慮について考えてもらう機会を増やしていく必要がある。

(4) 労働者の雇用

【事例4】採用が内定していた会社から、入社手続き時に障害者手帳を持っていることを伝えたところ、採用を取り消された。

【相談者】精神障害の女性（40代）

【相談の内容】

採用試験に応募し、2回の面接を経て内定をもらった。1ヶ月後、入社手続きの書類を提出に行き、その時初めて精神障害があることを伝えた。制服の試着を終えて戻ると、上司が出てきて、面接時にそのような話がなかったことを理由に「採用を白紙にする」と言われた。

3ヶ月間の試用期間の状況を見て判断してもらえないのか。

【対応と結果】

- 1 条例の対応について説明し、労働局のような労働相談機関で相談することもできると伝えたが、広域専門指導員による対応を希望した。先方に相談内容を伝えることについて了解を得、相手方に連絡を取った。
- 2 労働局で、内定取り消しについて一般的な話を聞く。取り消しできるのは、採用内定の時に知らなかったことが、内定を取り消すのに相当の理由がある場合と言われている、とのことだった。
- 3 事業所（派遣会社）側は、
「募集は一般求人であり障害者対象ではなかったこと、履歴書上でも面接の際にも、障害や服薬していることを申告しておらず、虚偽があった。申告すれば採用されないのではないかと考えた上での計画的な行動ではなかったのか。今回は、クレームの多い窓口の仕事であることから、情報として精神障害があると聞いたら、依頼主に派遣することはできない。試用期間については、採用対象でない者と雇用契約は結べない。障害者を採用していない訳ではない。障害者採用枠でかなりの障害者を採用しており、特性に応じた職種・職場を用意している。今回の募集は障害者採用枠ではなかった。」
- 4 本人に連絡を取ると、気持ちが落ちついてきたため、仕事を探し、次の面接を受けようと思っているとのことだった。事業所の考えについて確認したことを伝えると、納得したようだったため、相談は終結とした。

事例では、特に精神障害の場合、面接時や履歴書上、障害のあることや服薬していることを自ら申告すべきかどうか、申告した場合不利になる可能性のあることを申告しないことが虚偽にあたるのかどうか、という問題が考えられた。

この点については、一般採用の枠で障害があることを申告せず応募した場合、採用後に問題が起っても自己責任となる可能性が高い。本人が障害をオープンにすることをどのように考え、対応するか考えることが大切である。

労働関係の相談では、障害についての無理解や配慮に欠ける問題であれば労働局の対応となる。今後、むしろ広域専門指導員が多く対応する事案は、こ

の事例のように、障害のある者が、応募時や雇用後のルールについて知識がない場合に、噛み砕いた説明が必要であることを職場に伝える、というようなものが多くなるのではないかと。ただし、それらについても、労働局や就労支援機関につなぎ、障害のある人たちが自立して生活していくことを側面的に見守る立場であることを自覚し、関わっていくことが求められるだろう。

(5) 教育

【事例5】 バリアフリー設備のある私立中学校の学校説明会に参加したが、「障害のある生徒の受け入れはしていない」と入学を断られた。

【相談者】 車いすを利用する児童（肢体不自由）の母親

【相談の内容】

肢体不自由のため車いすを利用している子どもの進学のため、バリアフリー設備の整った私立中学校の学校説明会に行った。当初「車椅子を理由に入学をお断りすることはないが確認する」と言われていたが、後日連絡があり「受け入れ態勢が整っていない」との理由で受験を断られた。

【対応と結果】

- 1 相談者は、学校側への状況確認や調整活動は望まないが、今後同じような思いをする人が出ないように、学校に対して県には条例があること、このようなことは条例で定義される差別に当たることを説明してほしいとのことだった。
- 2 当該私立中学校を訪問し、条例について説明し、中立的な立場で調整活動を行っている旨を説明した。学校側からは、バリアフリー設備はあるが、障害のある生徒の受け入れはしていない。今後は受け入れを前向きに行う、との回答を得た。
- 3 私立学校協会を訪問し、話を聞いた。障害のある生徒を受け入れることで事故があった場合のリスクや、生徒受け入れに係る経済的負担が学校運営に影響することから慎重になる場合もある、との話だった。
- 4 相談者から、子どもが都内の中学校に入学することになったと連絡を受けた。学校側が暖かく迎えてくれていること、相談に対する対応について納得され、お礼の言葉があったことから終結とした。

この分野は、特別支援学級・特別支援学校のほか、大学・専門学校などにおいて障害に対する理解が得られないまたは配慮に欠けるといふ相談が多く、入学等に関する相談も見られた。

事例は、バリアフリー設備が整っており、学校説明会では車いすを理由に断ることはないと言っていたにもかかわらず、後日「設備はあっても受け入れ態勢が整っていない」と断られ、相談に至ったものである。

相談者が相手方への調整を望まなかったため、学校側へ差別に当たる可能性についての説明を行い、今後は検討するとの回答が得られ終結した。

今後、障害者差別解消法が施行されれば公立の学校では合理的配慮は義務となる。私立であっても設備がある場合は受け入れるよう努力する義務がある。

また、教育分野の相談では、高校や大学での授業や講義単位修得などで障害のある子に配慮をしてほしいという相談もあった。障害に対する理解や配慮が求められるが、どこまでを障害を理由として配慮すべきか、個別に検討していくことが今後は求められることになる。

障害のある子どもたちにも、等しく教育の機会が与えられなければならない。今後、障害者差別解消法施行に向け、教育機関への理解と配慮を求める周知活動を行い、準備を整えていく必要がある。

(6) 建物等及び公共交通機関

【事例6】バスに乗車するのに突然の乗車だと迷惑と思い、乗車予定時間について営業所に電話をしたところ、「乗務員が一人なので対応できない」と言われた。

【相談者】電動車いす利用者（肢体不自由）

【相談の内容】

電動車いすを使用しており、自宅近くのバス停から駅まで乗車するのに、突然の乗車は迷惑かと思い、乗車予定時間についてバスの営業所に連絡をしたところ、「乗務員が一人なので対応できない」と言われた。市内を走るバスはすべてワンマンバスで、車いすのマークをバスの車体に表示しているのに「対応できない」とはおかしいのではないかと話した。

【対応と結果】

- 1 バス会社営業所を訪問し、条例について説明し相談内容を伝える。
営業所長からは、
 - ・対応の不備については大変申し訳なかった
 - ・車いすの方の利用は制限していない
 - ・バス乗務員には介助・接遇の研修を行っており、路線によっては毎日車いすの利用者が乗車しているが、今後乗務員教育を徹底したいとの話があった。
- 2 広域専門指導員から、相談者はJR利用時も、朝夕の混雑時を避けるなどの配慮や、事前に連絡を入れたりされる方であり、バス乗車時も、事前にお知らせすることは可能と伝えた。
営業所長からは、事前の連絡は不要であるが、停留所によっては乗車時にご不便をおかけすることもある旨、相談者に伝えてほしいとの話があった。

- 3 相談者の利用が想定される周辺バス停の状況を調査した。
- 4 相談者を訪問し、バス営業所を訪問した結果を伝え、周辺のバス停の歩道の幅などを調査した結果、安全を考慮し適切と思われるバス停を提案した。
その後、バスを利用したところ対応が改善されたとの連絡があり、本件相談に係る調整活動を終結とした。

建物等及び公共交通機関分野の相談件数は、ここ数年減少傾向が続いていたが、今年度は昨年より2倍近くに増加した。従来は、肢体不自由のある人から、施設設備に係る利用マナーや、道路の段差、障害物の放置など道路管理に関するものが多く寄せられてきた。

事例は、これまでも多くの相談のあったバスへの乗車に係るものである。事例のように、営業所や本社側は、障害者の利用に理解があっても、教育・指導が十分でなく、現場の運転手にまでその方針や考えが行き届いていないことが多い。

また、停留所のある歩道の幅や車いすの回転域が利用しづらくないか、実際に確認されているかの問題もある。

バリアフリー法は施行されたものの、まだ障害のある人にとって外出のしづらさ、利用のしづらさは、町の中にある。東京でのパラリンピック開催が決まり、建物・公共交通機関について、様々な町の中のバリアフリー化が進められていくことが期待されている。しかし、実際の現場での利用者の不便さが理解されないなど、利用困難な場合がある。相談者の訴えを実際に目で確かめ、その不便を伝えていくことも広域専門指導員の重要な役割である。

(7) 不動産の取引

【事例7】不動産物件の紹介を断られた。

【相談者】生活自立・仕事相談センター（生活保護法改正による事業）職員

【相談の内容】

精神障害のある40代男性の生活自立のため一緒に住まい探しをしていたところ、不動産店のHPに本人の希望にかなう物件が掲載されていたので、電話で紹介を依頼した。しかし、「紹介できる物件ではない」と断られた。

店舗に立ち寄った時は、精神障害があることを伝えても数件紹介してくれたのに、電話で精神障害のある人の住まいの紹介を依頼したら、手のひらを返したように断るのは、障害者に対する差別ではないか。

【対応と結果】

- 1 相談者は、住まい探しの方はなんとか見つかったが、不動産店に対して障害のある人への理解と配慮について、話をしてほしいとのことだった。
不動産店を訪問し、条例について説明し、差別解消法成立と施行に向け

準備が必要という話をし、上記相談内容について確認した。

店長は、電話では相手方の顔が見えないため、反応や理解度を確認しながら話ができず、意図がうまく伝わらなかったかもしれない、今後は十分注意していきたいとのことであった。

- 2 また、物件は全て大家からの委託によるもので、以前精神障害のある人の入居で、近隣トラブルや家賃滞納による迷惑を被った大家が多数おり、そういった経験がある大家の場合断られてしまうため、契約を進めることは難しいとのことだった。

これまでも障害者に対する理解を働きかけてきたが、今後も働きかけていきたいとの話があった。

- 3 相談者を訪問し、上記について伝えたところ、店長との話しについて、納得されたため終結とした。

不動産の取引については、「声を上げるとかえって居られなくなってしまうのではないか」と我慢してしまう場合もあると聞き、相談に上がらない事案もあるのではないかと推察される。

この事例では、障害を理由として断られたのか、そもそも物件自体が客の関心を引くためのものであったのかは不明である。住まいの問題は、地域で生活しようとする障害者にとって重要であるが、その一方で、障害のある人に対して理解のある事業者を見つけることが難しいという現実もある。

(8) その他

【事例8】 同じ市営住宅の住民から陰口を言われたり、清掃等の共同作業時に嫌がらせを受けたり差別をされている。

【相談者】 精神障害の女性

【相談の内容】

夫と離婚し、二人の子供と3人で生活保護を受けながら生活している。市営住宅に転居してからしばらくして、仕事をしていないため、精神に障害があるとか生活保護を受けているとか噂になり、この1～2年いじめにあうなどの嫌がらせを受けている。生活保護を受けているため、団地から転居することもできず困っている。

【対応と結果】

- 1 条例の対応について説明し、個人間の問題に関わることはできないが、団地の自治会を通して障害について理解を求めてもらうような働きかけはできる旨伝え、面談の約束をした。
- 2 その後、2度子供の体調不良を理由に面談の約束をキャンセル。そのため電話でいじめや差別の内容を聞いた。

相談者の気持ちを受け止めつつ、

「例えば、怒鳴られたのは、障害が理由ではなく、共有部分を汚したからかもしれない。

陰口を言われているのは障害を持っていることではなく、子供が塾に行っていることへの妬みかもしれない。

大声で子供を叱っていて通報されたのは法律で決まっているから。母親を手伝うよいお子さんなので、今後は話して聞かせてあげたらよいのではないか」

など話をし、

「こう考えていくと、差別ということでもなさそうだが」と聞くと、本人も「落ち着いて考える必要があった」と認めた。

3 普段こうしたことを話せる人が近くにいるか確認すると、「いない」とのことだったので、相談支援事業所について説明し紹介した。

一緒に行った方が良いか聞いたが、「子供がいるため無理」とのことので、いつでも連絡できるように連絡しておく旨伝えた。

4 名前や今回の相談内容を伝えて構わないとのことだったので、相談支援事業所に連絡、本人の支援を依頼する。

5 本人に上記伝え、今後、生活の中で困ったことやつらいことがあったら連絡するよう説明すると、「今後何かあれば連絡してみる」とのことので、終結とした。

事例8では、障害を持つことで近所から悪口や嫌がらせを受けているとの相談内容だった。障害のある人、特に精神の障害を持つ人は、それまでの人生や経験などから、物事を否定的にとらえてしまうことがある。誰かと話をすることで冷静に事実を振り返る機会を得ることもある。広域専門指導員がこういった方々に寄り添って話を聞き、解決に向けた方法を一緒になって考えていくことが必要である。事例では、別の捉え方、考え方もあることを示し、障害を理由とする差別と言えるか気付きを促し、最終的に適切な事業所につなぐこととなった。

2 相談活動のまとめ

(1) 障害のある人に寄り添った対応

広域専門指導員が障害のある方から受ける条例相談は、専用電話によるものが多いが、一部の方は窓口に直接来庁する場合もある。特に電話の場合はお互いに顔が見えない中で初めて話をする方が多いことから、広域専門指導員は相手の気持ちを推し量りながらも、まず相談内容を十分傾聴し、直接、生きづらさや、差別による辛い気持ちを受け止め、相談の主旨の把握に努める必要がある。

相談者の中には、これまでの思いを傾聴し、相談者の思いを開放するだけで気持ちが晴れ、相談を終了する場合もある。

(2) 相談事案に対する適切な対応

広域専門指導員に対する条例相談の中には、差別したとされる人に「謝罪してもらいたい」とか「法的手続きを考えている」という話も聞かれる。最初に相談者には、条例の相談は、相手に謝罪を求めるための相談ではなく、第三者の立場で相手との調整を行うことであることを説明し、理解を得る努力をする一方、差別をしたとされる相手からも協力を得て事情を聴く。

広域専門指導員等は、個々の相談者の障害特性に着目しつつ事情や背景を把握するため、現在はもちろん過去に相談者に関わった施設や事業所、支援機関さらに学校の教師へも話を聞きに行くことで、差別だとされたことの本質を探って調整の糸口を見出していく。

(3) 障害特性に応じた配慮

広域専門指導員等が調整活動をしている中では、差別をしたとされる者の中にも「差別をするつもりはなかった。」という言葉が聞かれる。

広域専門指導員等は、差別をしたとされる人の障害特性に対する理解の不足と、双方の意思の疎通がうまくいかなかったことにより生じる誤解があると感じている。

一方、差別や障害特性に応じた配慮について周知啓発の必要性についても痛感しており、地道ではあるが機会をとらえて条例のちらしやパンフレットを持参し障害のある人への理解を得るよう活動している。

(4) 障害のある人の権利をどう守っていくか

障害者総合支援法に基づき、障害のある人が特に就業等で広く社会で活動する機会が増えた昨今、氏名を明らかにしての差別事案の調整に消極的になる場合が見受けられる。日頃の上司や同僚との関係に影響が出ることに不安を訴える相談者が増えてきているためであると考えられる。

氏名を明らかにして調整活動を希望する相談者の中には、現在の就業先を失うことも念頭においている人もいるが、氏名を出さず相談者が特定されないよう事業所への訪問による周知啓発に留めることを希望する人が多い。

本来はあってはならないことであるが、障害のある人のこのような懸念を持ち続けなくてもいい調整活動のあり方について検討していく必要がある。

IV 今後の課題

1 個別事案解決の取組みの充実

(1) 地域における相談活動の強化

条例の相談活動は、障害をもつ人と差別をしたとされる相手方との間に、広域専門指導員が中立的な立場で入り、個別の差別事案について話し合いにより解決を図る活動である。そのような活動の中で、障害に対する誤解や偏見を解消することにより、差別のない地域社会づくりを推進している。

そのために、県内の健康福祉センター等に配置された16人の広域専門指導員が相談に当たるほか、地域に身近な地域相談員約600人が障害のある人からの相談に応じている。

しかし、さまざまな理由から、地域相談員が障害のある人からの相談に十分対応できなかつたり、また、障害のある人が地域相談員の存在を知らなかつたりするなど、その能力を十分に発揮されていない場合も見受けられることがある。そこで今後、地域における相談活動の取組方法について、広域専門指導員と地域相談員の連携を密にするなど、相談活動の強化に繋がる取組みを行っていく。

(2) 地域支援ネットワークの強化

差別の問題を解決するためには、当事者間の調整にとどまらず、障害のある人のニーズに応じた支援機関につなぐことが必要な場合もある。

障害のある人のニーズは、生活全般はもとより、障害者総合支援法改正に伴い、近年増加している就労に関する相談など、多岐にわたる場合が多い。そこで、まず広域専門指導員等が窓口となり障害のある人の相談を受け、内容によりそれぞれ適切な支援機関への橋渡し役になることが求められている。これら支援機関との連携により、地域における支援のネットワークを強化し、より一層障害のある人となない人が共生する誰もが暮らしやすい社会づくりに繋がるよう努める必要がある。

(3) 地域に密着した条例の継続的な周知活動

条例の相談窓口については、障害者手帳別冊への掲載、相談支援機関や市町村窓口におけるポスター掲示・パンフレット配布などのほか、広域専門指導員等が、障害当事者や親の会などが主催する会議や研修等に出向き、改めて紹介するなど、積極的に周知を行ってきた。

しかしながら、県民に対する世論調査によると、障害者条例の存在を認知している県民の割合は2割程度にとどまっているのが現状である。これには、日常での周知啓発の不足などさまざまな理由が考えられるが、今後も地域の中で障害のある人にかかわっている方を中心に、条例の趣旨や相談窓口の役割、問題の解決方法などの条例の周知活動を丁寧に取り組んでいく。

2 障害者制度改正への対応

ここ数年の国の障害者施策は急速に歩を進め、平成24年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されたほか、平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、平成26年1月には障害者権利条約が締結されるなど、障害のある人を取り巻く法制度が大きく変わった。

また、広域専門指導員等は、障害者虐待防止法の施行によって「市町村障害者虐待対応協力者」としての役割を担うことになったことから、差別されたとして相談を受けた事案の中で虐待が疑われるものについて、県権利擁護センターや市町村虐待防止センターに通報して対応している。

また、平成25年に制定された障害者差別解消法が平成28年4月施行されるが、本県においては、すでに差別を取り扱っている条例が施行されていることから今後施行される法律との関係を精査し、必要に応じて条例の見直しを検討していく必要がある。

法律では紛争解決・相談体制について、新たな組織の設置を規定しておらず、既存の組織の活用充実を図ることとしていることから、条例に基づく体制の拡充等を検討していくことも考えられる。

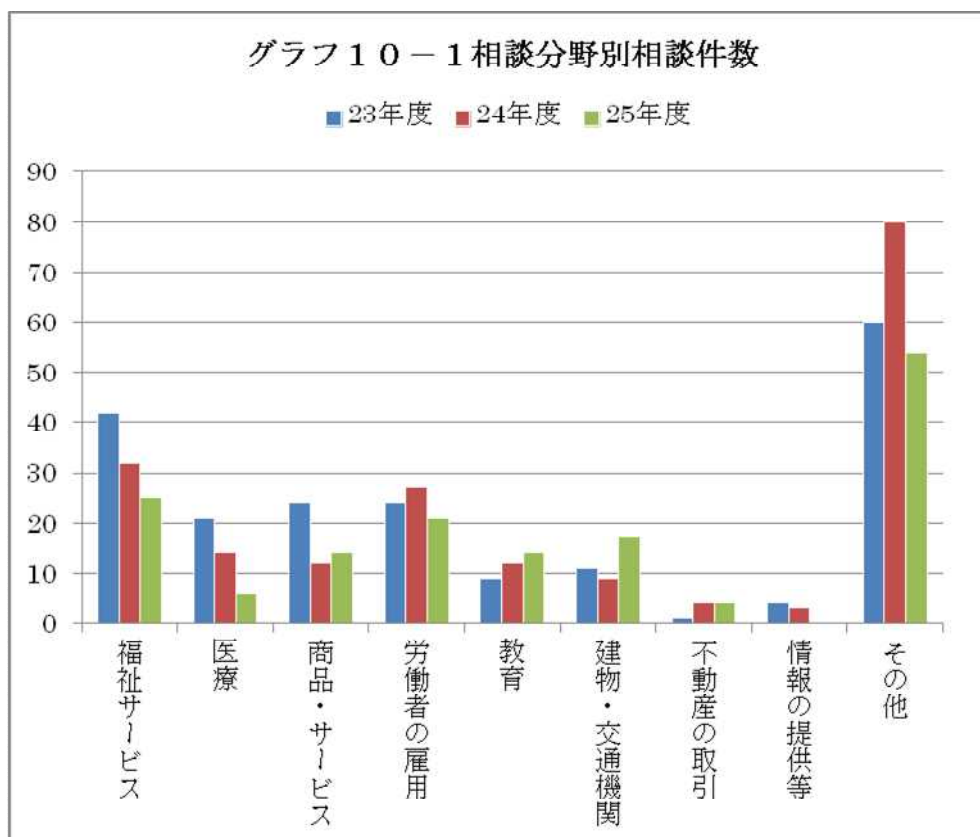
広域専門指導員等は、今後も障害のある人の気持ちに寄り添うとともに、社会において障害のある人の力が十分に発揮されるよう専門的技術の向上に努めなければならない。

V 年度別相談受付状況

1 相談分野別取扱件数

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計
福祉サービス	67	67	43	41	42	32	25	319
医療	29	14	9	24	21	14	6	117
商品・サービス	24	24	26	24	24	12	14	148
労働者の雇用	43	34	38	27	24	27	21	214
教育	13	20	15	16	9	12	14	98
建物・交通機関	37	39	24	22	11	9	17	159
不動産の取引	8	8	7	11	1	4	4	43
情報の提供等	14	7	3	9	4	3	0	40
その他	60	50	68	57	60	80	54	428
合計	295	263	233	231	196	193	155	1566

(注) 19年度については、7月からの実績となります。

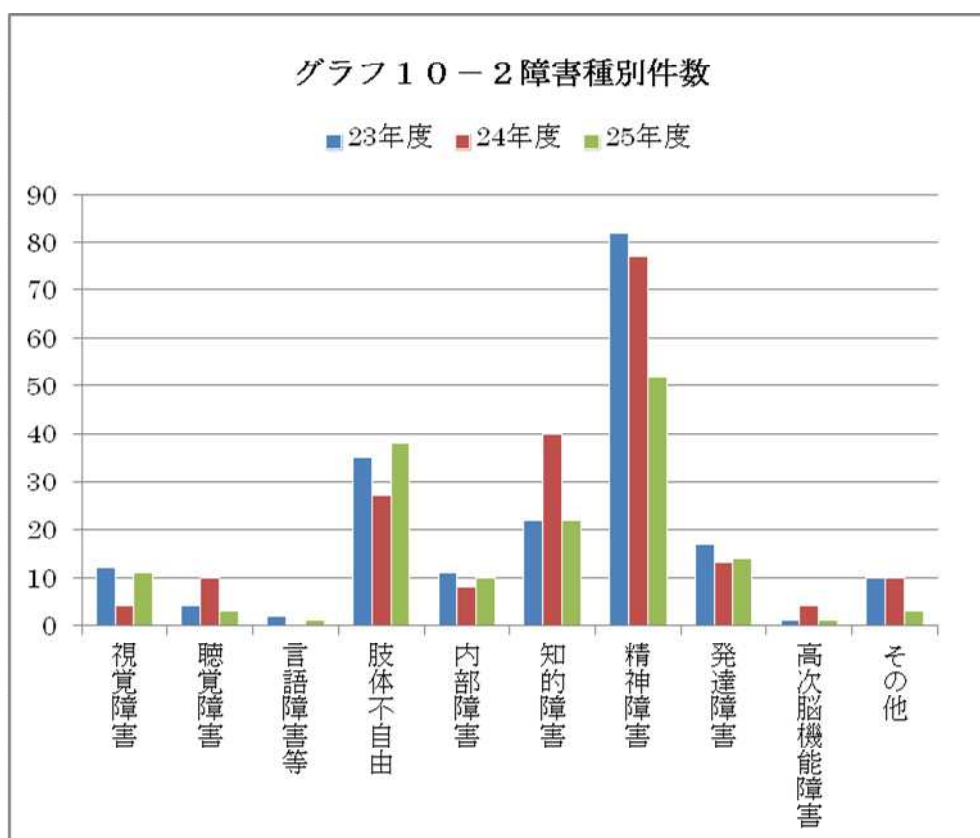


(注) グラフについては平成23年度から25年度について作成しました。

2 障害種別取扱件数

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計
視覚障害	36	31	16	15	12	4	11	125
聴覚障害	10	20	7	14	4	10	3	68
言語障害等	6	3	1	0	2	0	1	13
肢体不自由	68	62	60	44	35	27	38	333
内部障害	10	5	4	6	11	8	10	54
知的障害	40	47	36	41	22	40	22	248
精神障害	88	66	76	90	82	77	52	532
発達障害	20	16	18	11	17	13	14	109
高次脳機能障害	1	2	6	2	1	4	1	17
その他	16	11	9	8	10	10	3	67
合計	295	263	233	231	196	193	155	1566

(注) 19年度については、7月からの実績となります。

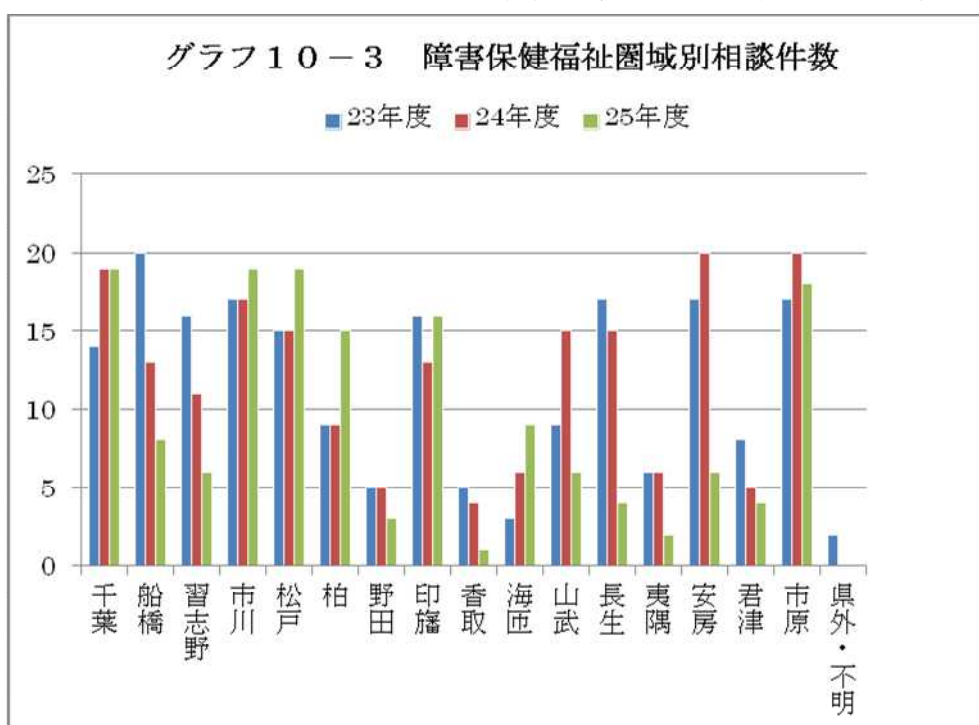


(注) グラフについては平成 23 年度から 25 年度について作成しました。

3 障害保健福祉圏域別取扱件数

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計
千葉	64	37	17	26	14	19	19	196
船橋	44	19	28	19	20	13	8	151
習志野	19	23	19	13	16	11	6	107
市川	15	24	17	22	17	17	19	131
松戸	15	19	14	16	15	15	19	113
柏	16	8	21	20	9	9	15	98
野田	21	21	13	8	5	5	3	76
印旛	18	13	9	19	16	13	16	104
香取	10	5	12	7	5	4	1	44
海匝	7	7	5	3	3	6	9	40
山武	5	8	3	10	9	15	6	56
長生	9	11	14	15	17	15	4	85
夷隅	12	14	19	9	6	6	2	68
安房	7	28	19	16	17	20	6	113
君津	14	12	11	8	8	5	4	62
市原	18	12	8	12	17	20	18	105
県外・不明	1	2	4	8	2	0	0	17
合計	295	263	233	231	196	193	155	1566

(注)19年度については、7月からの実績となります。



(注)グラフについては平成23年度から25年度について作成しました。

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

平成十八年十月二十日条例第五十二号

改正 平成十九年十二月二十一日条例第七十八号

改正 平成二十四年三月二十三日条例第二十二号

目次

前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 差別の事案の解決

第一節 差別の禁止（第八条―第十一条）

第二節 地域相談員等（第十二条―第十九条）

第三節 解決のための手続（第二十条―第二十八条）

第三章 推進会議（第二十九条・第三十条）

第四章 理解を広げるための施策（第三十一条・第三十二条）

第五章 雑則（第三十三条―第三十六条）

附則

障害のある人もない人も、誰もが、お互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らすことのできる社会こそ、私たちが目指すべき地域社会である。

このような地域社会を実現するため、今、私たちに求められているのは、障害のある人に対する福祉サービスの充実とともに、障害のある人への誤解や偏見をなくしていくための取組である。

この取組は、障害のある人に対する理解を広げる県民運動の契機となり、差別を身近な問題として考える出発点となるものである。そして、障害のあるなしにかかわらず、誰もが幼いころから共に地域社会で生きるという意識を育むのである。

すべての県民のために、差別のない地域社会の実現と、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない人生を尊重し合う千葉県づくりを目指して、ここに障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組について、基本理念を定め、県、市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進し、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を図り、もって現在及び将来の県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害及び同条第二号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。

- 2 この条例において「差別」とは、次の各号に掲げる行為（以下「不利益取扱い」という。）をすること及び障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置（以下「合理的な配慮に基づく措置」という。）を行わないことをいう。
- 一 福祉サービスを提供し、又は利用させる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
- イ 障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。
- ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
- 二 医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
- イ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
- ロ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。
- 三 商品又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
- 四 労働者を雇用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
- イ 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
- ロ 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをすること。
- ハ 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること。
- 五 教育を行い、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
- イ 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。
- ロ 本人若しくはその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かないで、又は

必要な説明を行わないで、入学する学校（同法第一条に規定する学校をいう。）を決定すること。

六 障害のある人が建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

七 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

八 情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 障害を理由として、障害のある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

3 削除

（基本理念）

第三条 すべて障害のある人は、障害を理由として差別を受けず、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしく、地域で暮らす権利を有する。

2 障害のある人に対する差別をなくす取組は、差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害のある人に対する理解を広げる取組と一体のものとして、行われなければならない。

3 障害のある人に対する差別をなくす取組は、様々な立場の県民がそれぞれの立場を理解し、相協力することにより、すべての人がその人の状況に応じて暮らしやすい社会をつくるべきことを旨として、行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定し、及び実施するものとする。

（県と市町村との連携）

第五条 県は、市町村がその地域の特性に応じた、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する場合にあっては、市町村と連携するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講

するよう努めなければならない。

（県民の役割）

第六条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県民及びその関係者は、障害のあることによる生活上の困難を周囲の人に対して積極的に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町村が実施する、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策に協力するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第七条 知事は、県の財政運営上可能な範囲内において、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第二章 差別の事案の解決

第一節 差別の禁止

（差別の禁止）

第八条 何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。ただし、不利益取扱いをしないこと又は合理的な配慮に基づく措置を行うことが、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合においては、この限りでない。

第九条及至第十一条 削除

第二節 地域相談員等

第十二条及び第十三条 削除

（相談業務の委託）

第十四条 知事は、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者その他第三十条第一項各号に掲げる分野に関し優れた識見を有する者のうち適当と認める者に委託して、差別に該当する事案（以下「対象事案」という。）に関する相談に係る業務を行わせることができる。

2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）に基づき設置された千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十二条の三第三項に規定する身体障害者相談員又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二第三項に規定する知的障害者相談員である者に委託を行う場合は、この限りでない。

（業務遂行の原則）

第十五条 前条第一項に規定する業務を行う相談員（以下「地域相談員」という。）は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその業務を行わなければならない。

2 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務を終了した後も同様とする。

（広域専門指導員）

第十六条 知事は、次の各号に掲げる職務を適正かつ確実に行うことができると

認められる者を、千葉県行政組織条例第十七条第四項に規定する健康福祉センターの所管区域及び保健所を設置する市の区域ごとに、広域専門指導員として委嘱することができる。

- 一 地域相談員に対し、専門的な見地から業務遂行に必要な技術について指導及び助言を行うこと。
- 二 対象事案に関する相談事例の調査及び研究に関すること。
- 三 第二十二条第二項に規定する調査に関すること。

2 知事は、前項の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ調整委員会の意見を聴かなければならない。

(指導及び助言)

第十七条 地域相談員は、対象事案に係る相談について、必要に応じ、広域専門指導員の指導及び助言を求めることができる。

2 広域専門指導員は、前項の求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

(協力)

第十八条 地域相談員以外の、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行うものは、知事、地域相談員及び広域専門指導員と連携し、この条例に基づく施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(職務遂行の原則)

第十九条 広域専門指導員は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその職務を行わなければならない。

2 広域専門指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第三節 解決のための手続

(相談)

第二十条 障害のある人、その保護者又はその関係者は、対象事案があると思うときは、地域相談員に相談することができる。

2 地域相談員は、前項の相談を受けたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- 一 関係者への必要な説明及び助言並びに関係者間の調整
- 二 関係行政機関の紹介
- 三 法律上の支援（民事上の事件に限る。）の制度に関するあっせん
- 四 関係行政機関への前項の相談に係る事実の通告
- 五 虐待に該当すると思われる事実の通報
- 六 次条に規定する助言及びあっせんの申立ての支援

(助言及びあっせんの申立て)

第二十一条 障害のある人は、対象事案があると思うときは、知事に対し、調整委員会が当該対象事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

2 障害のある人の保護者又は関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りで

ない。

- 3 前各項の申立ては、その対象事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。
 - 一 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができる事案であって行政庁の行う処分取消し、撤廃又は変更を求めるものであること。
 - 二 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から三年を経過しているものであること（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。
 - 三 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。

（事実の調査）

第二十二條 知事は、前條第一項又は第二項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

- 2 知事は、前條第一項又は第二項の申立てについて必要があると認める場合には、広域専門指導員に必要な調査を行わせることができる。
- 3 関係行政機関の長は、第一項の規定により調査の協力を求められた場合において、当該調査に協力することが、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持（以下「公共の安全と秩序の維持」という。）に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該調査を拒否することができる。
- 4 関係行政機関の長は、第一項の規定による調査に対して、当該調査の対象事案に係る事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該調査を拒否することができる。

（助言及びあっせん）

第二十三條 知事は、第二十一條第一項又は第二項に規定する申立てがあったときは、調整委員会に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について審理を求めるものとする。

- 2 調整委員会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、当該助言又はあっせんに係る障害のある人、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 関係行政機関の長は、前項に規定する出席による説明若しくは意見の陳述又は資料の提出（以下「説明等」という。）を求められた場合において、当該説明等に応じることが、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該説明等を拒否することができる。
- 4 関係行政機関の長は、説明等の求めに対して、当該対象事案について事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該説明等の求めを拒否することができる。

(勧告等)

第二十四条 調整委員会は、前条第一項に規定する助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、知事に対して当該差別を解消するよう勧告することを求めることができる。

2 知事は、前項の求めがあった場合において、差別をしたと認められる者に対して、当該差別を解消するよう勧告することができる。この場合において、知事は、前項の求めを尊重しなければならない。

3 知事は、正当な理由なく第二十二條第一項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告するものとする。

4 知事は、関係行政機関に対し第二項に規定する勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に対してその旨を通知しなければならない。この場合において、当該行政機関の長が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めて通知したときは、知事は、当該勧告をしないものとする。

(意見の聴取)

第二十五条 知事は、前条第二項又は第三項の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、当事者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

(訴訟の援助)

第二十六条 知事は、障害のある人が、差別をしたと認められるものに対して提起する訴訟（民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百七十五条第一項の和解及び労働審判法（平成十六年法律第四十五号）による労働審判手続を含む。以下同じ。）が第二十三条第一項に規定する助言又はあっせんの審理を行った事案に係るものである場合であって、調整委員会が適当と認めるときは、当該訴訟を提起する者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の援助をすることができる。

(貸付金の返還等)

第二十七条 前条の規定により訴訟に要する費用の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定める日までに、当該貸付金を返還しなければならない。ただし、知事は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、相当の期間、貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。

(秘密の保持)

第二十八条 調整委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第三章 推進会議

(設置)

第二十九条 県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、障害

のある人及びその支援を行う者、次条第一項に規定する分野における事業者、障害のある人に関する施策又は人権擁護に関し専門的知識を有する者並びに県の職員からなる会議（以下「推進会議」という。）を組織するものとする。

2 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

（分野別会議）

第三十条 推進会議に、次の各号に掲げる分野ごとの会議（以下「分野別会議」という。）を置くものとする。

一 福祉サービス、医療及び情報の提供等の分野

二 商品及びサービスの提供の分野

三 労働者の雇用の分野

四 教育の分野

五 建物等及び公共交通機関並びに不動産の取引の分野

2 分野別会議は、次の各号に掲げる事項に関し協議を行うものとする。

一 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する差別の状況についての共通の認識の醸成に関すること。

二 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための、構成員によるそれぞれの立場に応じた提案に基づく具体的な取組に関すること。

三 前号に規定する取組の実施の状況に関すること。

四 調整委員会と連携して行う、前項各号に掲げるそれぞれの分野における差別の事例及び差別の解消のための仕組みの分析及び検証に関すること。

3 分野別会議の構成員は、基本理念にのっとり、相協力して障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組の推進に努めなければならない。

第四章 理解を広げるための施策

（表彰）

第三十一条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、基本理念にのっとり、県民の模範となる行為をしたと認められるものについて、表彰をすることができる。

2 知事は、前項の表彰をするに当たっては、調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 地域相談員及び広域専門指導員は、第一項の行為をしたと認められるものを知事に推薦することができる。

4 知事は、第一項の表彰をした場合は、その旨を公表するものとする。

（情報の提供等）

第三十二条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための民間の取組について、県民への情報の提供その他の必要な支援をすることができる。

第五章 雑則

（条例の運用上の配慮）

第三十三条 この条例の運用に当たっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第一項に規定する委員会及び委員の独立性並びに市

町村の自主性及び自立性は、十分配慮されなければならない。

(関係行政機関の措置)

第三十四条 関係行政機関は、この条例の趣旨にのっとり、公共の安全と秩序の維持に係る事務の執行に関し、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第三十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第三十六条 第十九条第二項又は第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、同年一月一日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後三年を目途として、この条例の施行の状況、障害のある人の権利擁護に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について、障害及び差別の範囲、解決の手続等を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

3 千葉県行政組織条例の一部を次のように改正する。

別表第二中千葉県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号）第十四条第二項、第十六条第二項及び第三十一条第二項の規定による意見を具申し、同条例第二十三条第一項の規定による助言及びあつせんを行い、同条例第二十四条第一項の規定による勧告について建議し、同条例第二十六条の規定による訴訟の援助について審議し、並びに障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策の策定及び実施に関する重要事項（同条例の解釈指針の策定を含む。）を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に建議すること。
-----------------------	--

別表第三中千葉県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	委員長 副委員長 長 委員	一 障害のある人 二 県議会議員 三 福祉、医療、雇用、教育、法律その他障害のある人に対する差別の解消について専門的な知識を有する者	二十人 以内	二年
-----------------------	------------------------	--	-----------	----

(準備行為)

- 4 第十四条第二項及び第十六条第二項の規定による意見の聴取並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成十九年十二月二十一日条例第七十八号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十三日条例第二十二号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条から第十四条まで及び第十五条第一項の改正規定は平成二十四年四月一日から、目次の改正規定、第二条第三項を削る改正規定並びに第二章第一節の節名及び第九条から第十一条までの改正規定は同年十月一日から施行する。

発行日 平成27年3月9日

発行元

千葉県健康福祉部障害福祉課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

TEL 043-223-2935

FAX 043-222-4133

E-mail syohuk@pref.chiba.lg.jp